

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和元年12月11日（水）  
午前10時00分～午後2時22分  
場 所： 第1委員会室

出席委員 (7人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	板橋 茂
	委員	安齊 きみ子	委員	しのづか 元
	委員	藤條 たかゆき	委員	あらたに 隆 見
	委員	折戸 小夜子		

出席説明員	企画政策部長	藤浪 裕 永	企画課長	田島 元
	行政管理課長	小柳 一成	資産活用担当課長	松田 隆 行
	情報システム課長	竹田 昴 士		
	総務部長	渡邊 眞 行	総務契約課長	櫻田 芳 恵
	人事課長	本多 剛 史	防災安全課長	城所 学
	市民経済部長	鈴木 誠	市民課長	片岡 千 晴
	経済観光課長	宮崎 武	観光担当課長	渡邊 哲 也
	プレミアム付商品券担当課長	伊野 勲		
	子育て支援課長	松崎 亜来子		
	環境政策課長	佐藤 彰 洋		

## 案 件

	件 名	結 果
1	第113号議案 多摩市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	第114号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	第115号議案 多摩市非常勤一般職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4	第116号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5	特定事件継続調査の申し出について	決定

## 協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	第七期多摩市自治推進委員会の設置について	企画課
2	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う市としての対応について	企画課
3	マイナンバーカードの交付・更新等への対応について	企画課
4	「多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例」の改正について（令和2年3月改正予定分）	行政管理課
5	広告付AED導入について	行政管理課
6	「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（各論）」の時点修正について	行政管理課
7	「多摩市施設白書 資料編」の更新について	行政管理課
8	学校跡地施設について	行政管理課
9	森林環境譲与税の今後の活用について	財政課・環境政策課
追加	神奈川県庁がリース満了により返却したハードディスクの盗難があった件について	情報システム課
10	令和2年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について	総務契約課
11	令和元年度給与改定について	人事課
12	台風第19号における対応について	防災安全課
13	中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の改正について	経済観光課

14	(仮称) クリエイティブ・キャンパス構想実現に向けた検討状況の報告について	経済観光課
15	多摩センター駅前 フリーWi-Fiの設置について	経済観光課
16	多摩市農業委員会委員任期満了に伴う選任方法等について	経済観光課
17	プレミアム付商品券事業の状況について	経済観光課

午前10時00分 開会

松田委員長 　　ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

　　本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

　　まず日程第1、第113号議案 多摩市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

　　これより市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 　第113号議案 多摩市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。今回の改正については、条例の規定第2条第1項ただし書きにある定数外とする職員の規定を改正することによって実際に配置可能な職員数と定数との乖離を解消し、職員の適正な配置を確保することを目的とするものである。内容の詳細については企画課長から説明させていただきます。

田島企画課長 　それでは、私から改正の内容等についてご説明をさせていただきます。お手元というかサイドボックスに資料を当日配付で入れてあるが、表組みのものを入れさせていただいているので、そちらもあわせてごらんいただければと思う。企画課と人事課の名前で「職員定数」と「一定期間市の事務に従事しない職員」の表、あと下にグラフがついているものである。今、部長からあった職員定数条例の改正をさせていただきたいと思っている。これまで第1条で、こちらのほうの条文は非常に短い条例になっているが、第1条の定義の中でこの定数にカウントする職員の各部門に常時勤務する地方公務員をこの定数にカウントするというを入れている。具体的な定数については第2条で規定しているが、この第2条には別表があり、今回改正するのはこの第2条の第1項、第2項である。定数自体は別表に掲げているとおりで、総数については870名という規定を今設けている。昨年この条例を改正させていただいて市長部局と教育委員会の職員の定数を一部変更させていただいた。今回については、定数自体を変更するのではなく、第2条に規定している定数外とする職員を一部見直しさせていただきたいという内容である。これまで兼任・併任については1名の職員が

2つの顔を持つということで、こちらについては1名とカウントするところに変更はないが、実際に休職をしている職員については定数外とするという条例を現行では持っている。第2条のただし書きに、定数外にカウントする職員の中に、今回については休職者に加えて育児休業者、配偶者同行休業者、国・地方公共団体と公益的法人に派遣する職員のうち多摩市で給与の負担をして派遣している職員を除く派遣職員、こちらについて定数外とする改正をさせていただきたいと思っている。

具体的に数字のほうもあわせて見ていただいたほうがわかりやすいと思う。先ほど申し上げた当日配付でお配りしている資料をごらんいただければと思っている。こちらについては、資料の表で職員定数と、配偶者同行休業者については今のところ実績がないので表に入れていないが、今回定数外とさせていただこうと思っている休職者と育児休業者、派遣職員、こちらを平成19年度から今年度の平成31年度の4月1日現在までの数字の推移を見ていただけたらと思う。職員定数については平成20年の段階で870人に引き下げをさせていただいて、それ以降については、職員定数の総数自体は変更していない。その下が休職者。休職者については、病気休職者等が含まれるが、平成31年の4月1日現在の段階では5人である。次が育児休業者であるが、育児休業者は若干の増減があるが、増加傾向である。一定数の職員がかなり育児休業を取っている状況にあり、今年度の4月1日現在は19人いる。派遣職員については12人である。

参考までに、この定数にカウントする常勤職員とフルタイムの再任用職員についてである。そちらは今年度の当初現在だと、常勤職員数が808人でフルタイムの再任用職員数が45人の合計853人というところである。

今回の改正の内容で考え方を見直ししていきたいというところを説明しているのが、その表の下の棒グラフになる。改正前が左、改正後が右に示されている。まず改正前、今の現行の考え方でいくと、一番下にある休職者について、5人を定数外としている。現行の規定だと定数外にしているのは兼任・併任と休職者のみであるから、平成31年の4月1日現在では5人のみを定数外としていることになる。今回の改正では育児休業者、派

遣職員も含めて定数の中に含まないということである。この育児休業者、派遣職員については、実際には市の業務に直接従事していないのだが、現行の規定でいくと定数に含んでいるというところである。これを今回改正後の右のグラフのように、実際に市の業務に従事していない休職者、育児休業者、派遣職員についても定数外とすることによって、実際に配置可能な職員数については870人となる。これは定数と同数になるので、実際に配置可能な職員数と定数を合わせていきたいということである。現行のままでは、そちらにもあるが、870人のうちの育児休業者、派遣職員、実際には休職者なり、他の業務についている職員の31人についても定数の中で数えているので、実際に市の業務に直接従事できる職員というのは839人になってしまっているのが現状である。この育児休業、派遣職員を定数外とすることによって配置可能な職員数を870人の定数まで引き上げていくことによって、この定数と実際に配置可能な職員数との乖離を埋めていきたい、なくしていきたいというところが、今回の目的である。

今回こういった870人という総数を改正するのではなく、定数外とする職員の規定を見直していくという考え方に立ったのは、職員定数条例については基本的にはすべての自治体が持っているので、他市の事例を確認させていただいたところ、少なくとも近隣の南多摩5市については、育児休業者なり派遣職員については定数から外していたからである。また、26市全体を見ても、休職者と派遣職員、少なくともいずれか一方については定数外としている市が大半であるので、そういった他市の事例に倣って、多摩市についてもこういった改正をさせていただきたいと考えている。

松田委員長            これをもって説明を終わる。

                              これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員              今回の改正が、他市の事例に倣ってと、先ほど近隣5市、それからそれ以外の市についても改正がされているということである。実際この乖離という中には、必要なのに人が配置できないという問題があったのではないかと思う。職員定数の870人というのは平成20年からずっと続いているので、そういう中で今回踏み切った理由を、率直なところでお伺いしたいと思う。

田島企画課長 どうしてこのタイミングでこういった改正をさせていただくことになったかというところである。ここ最近、ご案内のとおり定年を迎える職員がふえている中で、かなり職員の採用が多くなっているところである。また、職員全体の年齢構成もかなり若返りをしている状況になっている。そういったことから考えると、今後少なくとも女性の職員もかなりふえている中では、今後育児休業を取っている職員の数についてはかなりふえていく。先ほども実績を見ていただいたが、今後も増加傾向に転じていくことが見込まれており、こういった定数の考え方自体の見直しの改正をする必要が出てきているのではないかとということで、今回改正させていただいた。

安斉委員 例えばであるが、生活保護の職場を例にとると、1人のケースワーカーが担当するケースの数が80件という国の基準にも一応達している。しかし、育児休業者がいるので実際は少し負担がかかっているとよく議場の質疑の中でやりとりするわけである。実際に育児休業者19人、これは4月1日付の人数か、このあたりは常勤者だと思うので、そういう人たちは人材確保に本当につながるのだろうか。ちなみに条例が改正されるといつからこれが効力を発するのか、その点を伺う。

田島企画課長 今回の改正については、来年の令和2年4月1日から施行される予定である。

安斉委員 今回こういう見直しの中で、実際に職員の数がふえていくという努力がされるのだと思うが、そのあたりについて確実に人材確保につながっていくのか。

本多人事課長 確かに今、育児休業は、女性に限らず男性職員も比較的取得する傾向にある。今後ますます職員の平均年齢が下がっていくことが想定されると、やはり出産をされる方がふえてくるということで育児休業者もふえてくると見ている。そうした中では、休業中の業務を今いる人数でカバーするとなると、やはりいつかは破綻するというか、どこかでかなりしわ寄せが来ているというのが現状である。今限られた人数で業務を行っている中では、時間外もかなりふえてきている。働き方改革の点からも適正な勤務時間の確保という視点で職員の労働時間を確保していきたいと考えているので、今回条例をお認めいただけたら、適正な人数の確保ということで、ただ単

にふやすだけではなく、効率的にどのように業務ができるのかという視点を持って職員の採用をしていきたいと考えている。

折戸委員 少し教えていただきたい。例えば平成28・29・30・31年度と採用してもやめてしまった方の人数はわかるか。

本多人事課長 今手元に細かい人数はないが、ここ数年、1年目の職員でやめられる方が1人ないし2人ぐらいおられるのが現状である。

折戸委員 せっかく意欲を持って入ってこられた若い方がやめていくのはなかなか厳しいものがあるかと思う。それはせっかく定数を守っていながらも、またすぐ募集しなくてはいけないということである。やめていくという点において理由や原因にはどのようなことが多いのか。

本多人事課長 やめられる理由としては、やはり仕事と自分の持っているスキルが合わなかったとか、あとはほかにやりたい仕事が見つかったということでやめられる方がいる。どちらかに偏っているというのではないが、聴取している限りでは、そのような理由でやめている。

折戸委員 休職者は、平成21年度から見ると、平成31年度は5人であるから非常に少なくなっているが、平成26年度は12名、平成28年度は13名である。そういったときに休職せざるを得なかった理由に何か特徴はあるのか。その点について伺う。

本多人事課長 休職者というのは、病気休暇で3カ月休まれた後、それ以降も引き続き休まれるというのが休職処分という形になるが、最近の傾向としては精神疾患の方が非常に多く、長期の療養を要する方が非常に多くなってきた時期が、この時期であった。

折戸委員 そうすると、平成29・30・31年度と精神疾患の方たちが少なくなってきたということで確認してよろしいか。

本多人事課長 この休職者というのは、先ほど申したように90日以上休んでいる方がここにカウントされているので、その範囲内で職場に復帰された方はこの中に入っていない。そういったことで早目に復帰される方もあろうかと思う。

あらたに委員 まず1点目が、産休明けは必ずしも4月1日からとは限らないわけである。年度途中で産休明けで職場を復帰する人は、カウント的にはそこから

またふえていくということなのか、年度初めのカウントではなく、途中から数が変動してしまうことがあるのか。そもそもこの産休代替で、今回のこの話でいくと、抜けたところに人を補充するということである。では、戻ってこられた方はポジションが変わってしまうのか。そういう前提のもとに今回の改正をするのか、そこをはっきり聞かせていただきたいと思う。

本多人事課長　　まず1点目の戻られてくるタイミングであるが、大体産休に入られる方は、戻られるのが4月末に復帰される方が多いが、その時点で人数的には条例を上回る可能性があるが、その場合は一定期間その人数をもって条例定数とみなすというような規定があるので、一時的にはふえるが、次の年の採用でそれを調整したいと考えている。それともう一つは、戻られる方の配属先であるが、これはそのときの状況によって、本人の意向もあるかと思う。戻られた後は育児時間や部分休業ということで勤務時間が短縮される方が多いので、その方の意向を聞いてそのまま残るのか、また別の部署になるのかというのはケース・バイ・ケースになろうかと思う。

あらたに委員　　今までの場合は、その産休で抜けている部分を定数に数えていたので人を補充することがなかったとか、それで苦しかったというようなお話があった中で、今回の改正ではその育児休業で抜けているところに人を補充すると言っていることである。そこにまた戻ってきた方のポジションとの整合性をはっきり決めておかないと、今まではきちんと希望どおり戻れたが、今のこのやり方を導入したことによって、本人は希望して元の席に戻りたいと言っても、もうそこには人が入っているから戻れないと、育児休暇から職場復帰した方に異動してほしいというケースがふえてしまうのではないかということ懸念しているのだが。

本多人事課長　　基本的には育児休業の方もそうであるが、病気で休まれている方も、復帰するときは元の職場に戻るのが基本だと考えている。

あらたに委員　　だから先ほど申したとおり、そうなってくると、もともとこの部署は10人でやっているという部署に対して、育児休暇の人が2人いたので2人補充したと、また育児休業者が職場復帰した場合には12人でその仕事をするということなのかと聞いている。

本多人事課長　　全体の異動の中で10人のところを12人で働くケースもあるし、また

は10人のところを11人で働くケースもあるので、その辺は、その方の復帰後の勤務時間がどのようになるのかということで調整が必要になるかと思っている。

あらたに委員　私が本当にそこで懸念しているのは、育児休業を推奨しているが、取っ払いはいいが戻ってきたら今までの自分のキャリアを生かせる部署ではない全然違うところに行かざるを得なくなってしまうということである。今のやり方を見ていると起こり得るなと思っているので、今までのキャリアもしっかり生かしていただきたい。また、人が戻ってくる時期は先読みできる部分があると思うので、ある程度計画的にその間の補充の仕方を、ただ定数上足せるという考え方ではなく、何か工夫していかないと、そういうトラブルが起こるのではないかという懸念をしている。

本多人事課長　あらたに委員が言われるように、育児休業の場合、ある程度期間がはっきりしている。公務員の場合は3年間育児休業をとることができるのでその期間に応じて、長い場合はやはり欠員の期間が長くなるので補充する必要があるかなと思う。また、育児休業が短期間の場合は、職場のほうとよく相談して、新しく人を配置して空いた席を埋めるのか、またはその場合非常勤の職員の方で対応できるのかといった調整があらうかと思う。

板橋委員　これまで職員の枠外や育児休業の問題が今大きな話題になったが、あわせて今の国の制度改正や福祉需要への対応、そういう意味からもやはり職員増が求められるようなこともあるのか。

藤浪企画政策部長　今回の改正に当たって検討もしてきたが、定数が厳しくなった理由を幾つか挙げさせていただくと、国の制度改正あるいは福祉の需要増があったり、あとは将来に向けての市としての政策実現、例えばニュータウン再生や健幸まちづくり等があったり、あとこれは制度改正の部分かと思うが、フルタイム再任用制度があつてというようなこともいろいろ含めてのところであるので、総体で必要な人員体制を組む中のことと、それから定数がどうなのかを考えさせていただくところである。そうした中では委員がお尋ねのように定数から見ると厳しくなったという言い方になるのだが、必要な人員体制としては国の制度改正の適用増があるということで、今後について見通す中では、特に福祉の関係などについては必要な体制づくりを

考えなければいけないものと考えている。

板橋委員            ということは、今はずっと平成20年度から定数が870人で来ているが、この定数もふやす方向で見直さざるを得ないような状況などもあるのか。

藤浪企画政策部長   定数条例であるが、基本的にたびたび変えるものではないという認識ではあるのだが、さりとしてこうした状況もある中で、改めて今回表でお示しさせていただいたが、内容がどうなのかということも確認させていただいて、実はというところで、このただし書きのところについては、他市が進めていることが実はできていなかったというところであるので、今回まずこの取り組みをさせていただこうと思っている。また、今後に向けては、さまざまな人事制度についても変わってくる部分があるかと思うので、そこは定期的に見直しをしながら、ふえる部分とふやさない形でできるもの等が出てくると思うので、総体の中で定数はどのあたりが適正なのか、またふやす必要がある場合であればよく内容を吟味した上でご相談申し上げたいと思っているので、については折々に見直すということでまた情報提供させていただければと思っている。

藤條委員            こちらは捉え方によっては事実上の定数増とも見えるが、今後の職員の派遣化である。これを進めていかれるのかという懸念があるのだが、そういったところの方向性についてお伺いできればと思う。

本多人事課長        職員の派遣については、現在12名で、一部事務組合が10名となっている。今後ふやすことは今のところ考えていない。今の人数を維持していく考えである。

藤條委員            育児休業者は現在19名で、ピークは平成29年度の21名でプラス2名である。ただ、今後さらにふえていこうという方向性もある。派遣社員は現在12名、ただ、ピークは平成20年度の20名である。ピークのときが来ればプラス10名くらいふえる可能性が今の段階で考えられる。改正後の捉え方でいくと定数が36名になるが、この定数外の定数の上限を定めたりはしないのか。

本多人事課長        まず派遣職員のピークが平成20年に20名いたが、このときには広域的法人ということで社会福祉協議会やシルバー人材センターに職員を派遣

していた時期である。今現在は派遣していないので、これが20名までふえることは恐らくないだろうと見ている。それと、定数外の人数の定数ということだったが、ここについてはその定数を定めるという考えにはならないのかなと思っている。あくまでも休業に入られた方の人数で定数外の人数が確定するという認識である。

田島企画課長　　今の後段の定数外の人数まで定めるかであるが、この定数条例の考え方自体が、多摩市の実際の業務に従事している職員の定数を定めていくという考え方であるので、それをどこまで規定していくのかが、この条例で規定すべきところかと考えている。今回は、退職者に加えて派遣職員、また育休のように、実際には多摩市の職員として採用されている職員であるが市の業務に直接従事していない職員が少なからずいる中では、そういった職員まで今の現行の規定では定数の中に加えてしまっているが、他市の状況等も勘案して、そういった市の直接の業務に携わっていないような職員については定数から外すべきではないかという考え方に立っているので、定数外の職員の上限等について定めていく予定は今のところない。

しのづか委員　　フルタイム再任用職員が平成26年度からどんどんふえている。これ傾向として、今後どういう傾向があるのか。また、フルタイム再任用職員はこの定数には入らないという考えの設定だろうか。

本多人事課長　　定数に含める職としては、常勤の職員とフルタイム再任用の職員を条例上カウントすることになっている。それと今後の状況であるが、再任用の方には年金を受け取るまでの収入として一番大きなところであり、今後年金の支給が65歳になっていくので、どちらかというは今フルタイム勤務よりも短時間勤務の方が多いが、今後令和4年ぐらいにはこの数が逆転することになると想定している。フルタイム勤務の方が多くなり、短時間勤務の方が少なくなると将来予測している。そうすると、再任用フルタイム勤務の方が多くなっていくということであるので、条例定数が今のままだと、我々のような常勤職員の数を減らしていく必要があることになってくる。

しのづか委員　　そういうことからすると、実態に即した形で今後こういう形でフルタイム勤務がふえていくということである。そういうことで必然的にふえてい

くのかなと思うが、それとプラス、ここをこのようにふやしてほしいという各部各課の要望が今まで上がっていると思うが、そういう状況は今どうなっているのか。いろいろあると思うが。

田島企画課長 毎年各課から組織等、組織というのは部や課・係をつくってもらいたいと。それは一定の業務量が発生したので組織単位で業務に当たっていきたいというところが組織の改正、それに加えて人が足りない、その業務をやっていく上で今の職員数では足りないというところが人員の配置の要望、組織と人員配置ということで毎年要望を各課からもらい、それに対してヒアリングをしている。そのヒアリングの中で、その各課の要望と実際の配置できる職員数、また組織としてそういった組織体制をとることが必要かを鑑みて、来年度以降の組織と人の配置を今まさに検討しているところである。

しのづか委員 ということからすると妥当なのかなとは思。あとはどのように、例えば平均して25人から30人ぐらいの定数が変わっていくと思うが、それを一気にふやすわけではないと思うので、今後どのような計画を持って、より実態の形に近づけていこうと考えておられるのかについて伺う。

本多人事課長 今後の採用については、やはり欠員があるからすぐに埋めるという考えではなくて、必要なところに採用していくのが基本ベースとしてあるのかなと考えている。その休まれている方の職、あとは現場で求められる定数というのか、法的に決められているような定数があるので、そういった職場については補充せざるを得ないが、そうでない部署についてはやはり非常勤の方でできる部分もあろうかと思うし、できない部分であれば正職員を充てなければいけないということで考えているので、条例定数に近づけていくというよりは、いかに効率的に業務を遂行していった、適正な人数で業務を行っていくかという考えが基本的な考え方である。

しのづか委員 ということは、こういう形で考え方を变えるが、必ずしもその上限まで人を採用するというのではないと、あくまでも業務の着実な遂行がまず大前提だということである。そういうことからすると、ことしも司書の資格を持った新規の職員の方をそういう目的を持って採用したが、例えばそういう資格を持っているとか、あとは本当にこれから必要なニーズ、これ

は私の考えであるが、ニュータウン再生などを考えると、やはり都市計画の専門性を持った職員の採用を計画的に行っていただきたいと思うが、それプラスやはり経験者の採用である。今は職員を採用する際の年齢の幅を35歳ぐらいに広げていると思うが、中途採用でいいのであるべく職員の構成上のピラミッドを埋めてほしいなど、そこに即戦力になるような人を入れて欲しい。新卒採用だけではなくそういう採用も積極的に図っていただきたいと思うが、その点について。

本多人事課長　　まず1点目の経験者の採用であるが、特に技術系というか専門職の採用であるが、今現場ではベテランの専門職の方が退職されるということで、その技術継承がなかなかうまくいっていないというのが現状かと思う。定年退職される方はあらかじめわかっているので、計画的にその技術をスムーズに継承していくということでの採用を今後考えていきたいということで、司書、あとは土木、技術といったところは必要な人数を確保していく必要があるかと考えている。

また、2点目の中途採用であるが、今現在多摩市では事務系については35歳ぐらいまでに年齢層を広げている。今多摩市の職員ピラミッドだと30代の後半から40代の前半が少ないような傾向であるので、いかに職員ピラミッドの形をずんどう型にしていくのかが採用としては重要なことと考えている。そういったところも視野に入れながら経験者の採用は考えていかなければいけないかなと考えている。

しのづか委員　　あともう一つ気になるのが、再任用職員の配置である。経験のある職員が、なるべくそれまでのその方の経験を生かせるような配置が今されているのかどうかであるが、なるべく業務の継承を考えるのであれば、そういう形できちんと配置をしていくという、その人の希望もあるだろうし、現場のニーズもあるだろうし、なかなかそれがぴったりはいかないにしても、そういう形での引き継ぎを考えられないのかなということ。あと、これは以前の市役所であるが、退職される前にそれなりに引き継ぎを含めた職員配置があったと思う。再任用になってからではなく、現職でいるうちにその経験がある方をその職場に配置して引き継ぎをしていくという考え方はどうだろうか。

本多人事課長　　まず再任用の方の件であるが、これから再任用になられる方、現に再任用になられている方については、どういう職場が希望かヒアリングして、その方の希望に沿う形で配属しているのが現状である。ただ、その方しか持っていないような技術を生かすことも非常に大事であるので、なかなか希望に沿わない場合もあるが、それはそういった技術の継承をしっかりしていきたいということでこの部署にとお願いしている部分もあるので、その辺はしっかり継承していかなければならないものは継承していくというスタンスで人事配置をしていきたいと考えている。

2点目の現職のうちにうまく引き継ぎをすることであるが、過去に部長職の方について、部長の方を参事にして、それで同じラインの部長と並行した時期があったが、やはり限られた人員定数の中でとなると、なかなかすべての職層でということが難しいかなとは思っているが、やはり継承という視点ではかなりしっかりやっつけていかなければいけないので、どういったやり方が一番効率的で効果的なのかはしっかり考えていきたいと思っている。

あらたに委員　　今派遣職員の人たちで、先ほどのお話だと、どちらかという公に出向しているケースが多いという話だったと思うが、たしか多摩市は一部民間企業との人事交流をやっていたかと思う。今そこら辺はどうなっているのか。また、今後そこら辺についてはどう考えているのか教えていただけるか。

本多人事課長　　今現在派遣している等、多摩市の仕事に従事していない方が36名おられる。内訳としては、退職者が5名、育児休業が19名、国に行っているかたが3名いる。東京都に2名。公益的法人ということで自治調査会が1名、それと東京オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会に3名である。このうちの東京オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会の3名と自治調査会の1名については、時期が来れば市に戻ってくることになる。あと京王電鉄に1人行っている。京王電鉄への派遣については、今後も引き続き協定の中でお互い相互派遣をしていくという考えである。特に、今のところ限られた人数の中でしっかり市の業務を行っていかねばいけないので、派遣職員の拡大は今のところ考えていない。ただ、

26市の中で持ち回りの部分もあるので、それに対しては採用していかなければいけないと考えている。

あらたに委員　　実は東京都ではなく他の県であるが、民間への職員の派遣で広報といった部署の会社に派遣で行って、戻ってこられてそういう広報的なスキルを持ってこられて非常に活躍されている職員の方の講演を聞いたが、これから特にAIが進んできたり、システムのこと也是如此であるが、いろいろな分野で皆さんの仕事の内容が随分これから変わっていく部分もあるかと思う。そういう意味で、今しつつか委員からあった外部から経験者を採用するというやり方もあるかと思うが、中のことをよくわかっていて、それをどのように生かしていけるのかを身につけるスキルがこれからのものすごく大事なかなと思っていて、そういう意味では庁内にいる人にそういう新しい技術を覚えてもらうような派遣もこれから考えていかないと、どんどん取り残されていってしまうのではないかと心配している。だから、今答弁ではあまり派遣をふやす考えはないようなことを言っていたが、そういうことを言っていると人材を育成するという意味ではどんどんどんどんおくれでいってしまうような気がするので、せつかくこういう条例外でやっていくというようなことで決めるのであれば、そのような人材育成もこれから計画的にきちんと考えていかないと、本当の意味で優秀な人材をこの中で育てていくことにならないのではないかと考えているが、そこら辺の考え方をもう一度聞かせてほしい。

本多人事課長　　確かに委員が言われるように、これからはやはり高度な先端的な技術や知識が必要となるので、今いる派遣人数の中でどこに派遣するかという考えがまず必要なのかなと思う。だから、それでもまだ派遣する先の拡大が必要だということであれば、それは第2ステップとして考えていく必要があるかなと考えているが、どこにまずは重点的に派遣していくかという考えに立ちたいと考えている。

あらたに委員　　だからあまり人数の枠にこだわることなく、今後多摩市の業務としてどういったスキルが必要なのだという視点をしっかり持った上で、そこに対して、庁内にいるより、よそのところへ行っていただいてスキルを磨いてもらったほうが多摩市にとっては得策だという判断もしっかり持っていた

きたいという意味で、枠にあまりこだわることなく、今後必要な業務という視点をしっかり持っていただきたいなと思っている。

田島企画課長 あらたに委員から今ご指摘いただいたことは大変重要だと思っている。今回の多摩市職員定数条例第2条の第2項で定数から外す派遣職員については、括弧書きを実は入れさせていただいて、多摩市が給与を負担して派遣する職員を除くとしている。市が給与を実際に負担している職員、先ほど人事課長からあった国や東京都に研修派遣で出している職員が何人かいるが、そういった研修を目的とした派遣については、今も多摩市が給与を負担している。そういった給与を市側で負担している職員については、これは定数から外すのはおかしいだろうというふうにはしているの、それはあくまでも定数の870人の中でやっていると。ただ、先ほどの地方自治法派遣や広域的な法人など、例えば多摩市文化振興財団や多摩ニュータウン環境組合のような法人なり財団に派遣する職員については、その人件費給与については派遣先が負担している。そういった派遣先が負担しているような職員については定数から外してもいいのではないかという考え方に立っていることだけ補足させていただく。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第113号議案 多摩市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第2、第114号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 では、第114号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査をお願いします。本件については、今回私立幼稚園園児保護者補助金事務について、いわゆる番号法に基づく法定事務以外の本市の独自利用事務として追加するために改正をお願いしますのものである。改正の詳細については行政管理課長から説明申し上げたいと思う。なお、本条例については、いわゆる番号法あるいは主務省令の改正に伴う法定事務の改正の際にも都度条例改正をお願いしますような形になっているので、こちらについては3月議会に向けて規定の一部改正も考えているので、このあたりについては本日の後半の協議会でご説明をさせていただきたいと思っている。あわせてよろしくをお願いします。

小柳行政管理課長 本件事務については、東京都の財源を活用しているが、本市の補助制度である。現時点で番号法にも本条例にも規定がないことから、マイナンバーを利用することができない事務となっている。そのため1月1日以降に転入された保護者の方については、その事務の上で必要となる所得額の確認のために転入元の自治体から課税証明を取得していただいて添付して提出いただく必要が生じている。それを本条例に独自利用事務として規定することによって、その添付等の省略を可能とすることで保護者の事務手続の軽減を図っていくことを目的に改正するものである。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 1点確認であるが、藤浪企画政策部長の説明の中で、今度の対象者が市立ということは、多摩市立幼稚園の関係なのか。

藤浪企画政策部長 私立幼稚園である。

安斉委員 私立幼稚園か、了解した。マイナンバーを活用した事務処理ということで、6月議会では保育園に関する条例の改正があったわけであるが、私たち共産党は庁内連携と他自治体との連携を否定する立場ではない。ただ、前回の保育所のいわゆる保育料の無償化に伴う事務処理手続の中で、庁内の事務処理がうまくいっているのかどうか、それから保育所との間の連携

があると思うが、そのあたりについて問題になっていることはないのかどうか確認をしたいと思います。

松崎子育て支援課長 幼児教育無償化は10月から開始させていただいて、事務に関しては始まる前から認可保育所の園長会、認証保育所の施設長会、各幼稚園の園長会とも、事務手続をどのような段取りで行っていくか、綿密な打ち合わせをさせてきていただいている。現在も制度開始して支払いに向けての手続もあるが、都度園長会で相談をさせていただいて、現時点で事務的に中に混乱が生じているということは起きていない。ただ、様式の制度の複雑さであったり、新しいことを覚えていく大変さであったり、多摩市とほかの自治体で様式のあり方が、内容の基本的事項は一緒だが、作りが違ったりということできざまな違いがあつて大変であるという現場からの話はいただいているようなところであるので、その辺お声をいただきながら、都度見直しはしながら対応していきたいということで今取り組んでいるところである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第114号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第3、第115号議案 多摩市非常勤一般職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。  
これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 令和元年の10月1日に東京都の最低賃金が改定されている。その中で、

私どもで非常勤一般職のうち多摩市チャレンジ雇用をしている方たちの報酬単価を985円から1,013円に改定し、また10月1日にさかのぼった形で支払うような形の改正である。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員 ハートフルオフィス事業チャレンジ雇用であるが、私も正直これまであまり正面から聞いたことがないが、これを利用されている方、いわゆる市に雇用されている方であるが、どのぐらいの賃金をもらっているのか、月給でいいので伺いたいと思う。

本多人事課長 現在チャレンジ雇用の方については、週4日または週5日勤務の方がおられる。週4日勤務の方については、1日5時間週4日勤務で4週間勤務すると7万8,800円になる。週5日勤務の方だと9万8,500円という月額報酬になる。

安斉委員 これで雇用されている方たちから、この処遇について要望が具体的に上がっているのかどうか、そのあたりを伺う。

本多人事課長 処遇についてであるが、特に私のほうに何かご意見というのはない。また、現場にも確認しているが、現場にも特にご意見はない状況である。

あらたに委員 この1,013円は、割と早くからこの金額がわかっていたというのがあったと思うが、これ以外にほかの部分は漏れているというか、大丈夫ということでもいいのか。

本多人事課長 現在最低賃金を下回っているという職はないので、このチャレンジ雇用だけという考え方である。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

第115号議案 多摩市非常勤一般職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は

可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第4、第116号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 9月の第3回定例会において本条例について可決いただいたものである。その後関係条例の一括の改正や、改めて職の整理等もさせていただいたところである。それらの職等の修正・追加を今回やらせていただきたいと考えているところである。1点目の関係条例の一括改正であるが、この会計年度任用職員の条例が制定された中で、今までの嘱託や非常勤一般職、臨時職員等の名称を条例の中で使っている条例がほかにもある。本条例の附則において、それらについては一括の会計年度任用職員というような形の改正をさせてもらうものが1点である。それから、職種の中においても、臨時職員や非常勤一般職から会計年度任用職員へ移行する職の追加ということで、所管の中でさまざまな検討をしていただく中で、臨時職員でも会計年度任用に移行してもらいたいというものも出てきた。そういうものも新たに加えたということで、庁舎管理員または教育委員会におけるピアティーチャー、学校事務等も今回それらのものに追加をさせていただいているような経緯である。それから、労働基準法上の60時間以上の超過勤務をした場合に割り増しの料金を払うことについては会計年度職員も対象になるということであるので、それらを追加させていただいたこと、それから、4点目であるが、令和2年の3月まで今までの勤務をしていただいている嘱託の方、非常勤一般職の方、臨時職員の方がおられるが、それらの方たちの報酬給料は4月に払われるわけであるが、その払われる根拠となる条例が3月31日で廃止になってしまうので、4月でもそれが払えるような形で、この条例に追加して支給できるような経過措置を加えさせていただく。この4点である。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

安斉委員 それでは、第116号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、可決の立場から討論する。

今回の条例制定は、第3回定例会にて制定された本条例について関係条例の一部改正や、改めて職の整理をした結果、職種等に修正の必要が生じたため、当該箇所の改正を行うものである。私たち日本共産党多摩市議団は、第3回定例会では総務常任委員会の討論でも、最終日の討論でも、会計年度任用職員の任用については否決した。その運用に当たっては市当局のさまざまな配慮がうかがえるものの、公務員削減と一体となり、非正規職員をさらに大量に採用しやすくするからである。今もその立場は変わらないが、しかし、全国の自治体で働く非正規労働者は住民の暮らしを支え、福祉の向上に貢献していることは事実である。今回の条例改正でも新たに庁舎管理の職及び教育委員会の非常勤特別職を会計年度任用職員とするための修正が図られた。そのこと自体は否決するものではないということとで可決とする。

松田委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よってこれより第116号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本

件については別紙のとおり申し出ることとしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長　ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。  
この際暫時休憩する。

午前11時03分 休憩

---

(協 議 会)

松田委員長　ここで協議会に切りかえる。  
それでは1番、第七期多摩市自治推進委員会の設置について、市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長　それでは、企画政策部から9件、あと追加で1件、情報システムの関係のことも口頭で説明をさせていただこうと思っている。多数あるので、個々担当課長から説明させていただければと思っているのでよろしく願います。

田島企画課長　1件目は第七期多摩市自治推進委員会を今年の11月に設置したので、ご報告をさせていただく。資料は協議会資料の1番になる。  
今回第7期の自治推進委員会設置に当たって諮問をさせていただいたのが大きな1番である。これは第五次多摩市総合計画の第3期基本計画がこの6月からスタートしているが、その中で3つの重点課題を設定した。3つ目の課題が、こちらにある市民・地域と行政との新たな協働のしくみをつくっていきたいと考えている。こちらの具体的な内容としてこの中の大きなところは、(仮称)地域委員会、また地域担当職員を配置していくことをこの第3期基本計画の中では行っていきたいと考えているので、今回こちらを具体的に進めていくに当たって自治推進委員会からご意見をいただきたいということで諮問させていただいた。

あわせて、こちらの仕組みをつくっていく中で一番重要だと考えているのが、仕組みの中に現役世代、子育て世代、また若者世代の方々の参画・参加である。若い世代、現役世代の方々の参画が促進できるような仕組みにしていくにはどういったやり方がいいのかについて具体的な意見等をい

ただければと考えている。

委員は条例で決まっている6名の構成になっている。地方自治に識見を有する方が2名、今回は大杉先生である。首都大学東京の法学部の教授である。大杉先生については以前に行政評価等でお世話になっていた時期がある。多摩市のことにもかなり詳しく、いろいろな著書の中でも多摩市の事例を引用していただいている。また、今雑誌の中でも地域担当職員を自治体が廃止していくことについての連載をされているので、今回大杉先生にお願いした。2番目の小川氏については、この方は総務省の職員であり、今は外郭団体の地方自治研究機構に出向されているが、自治大学校等で大杉先生と一緒に研究されていた経歴もある。今回大杉先生、小川先生に、地方自治に識見を有する方として、特に今回の地域委員会、地域担当職員を具体的に研究課題とされているお二方に入っていたところである。

もう一つ、市内全域を活動範囲としている団体の方にも自治推進委員会に入っていたが、今回はこれまでかなりご経験が多くある福祉亭の代表をされている寺田氏、また多摩循環型エネルギー協会の理事をされている林氏に入っていた。特に多摩循環型エネルギー協会については、これは一般社団法人であるが、団体として若い世代の方にはかなり参画してもらっているという経過があると伺っており、そういった若い世代の参画という視点で今回林氏に入っていた。

あと公募市民として、大澤氏、古瀬氏。この方については、今年度8月に行った行政評価市民フォーラム「SIMたま2030」をやったが、そのときに参加いただいた方である。

この6名で、今回11月11日から、この条例で任期が2年になっているので、令和3年11月10日までの任期で行っていただく予定である。

今後の進め方については、先ほど冒頭で申し上げた今回第3期基本計画の中で一番進めていきたいと思っている（仮称）地域委員会、また地域担当職員を配置していきたい、こういったことをモデル的に進めてまいりたいと考えている。こちらの自治推進委員会からの答申をいただいた上で進めていくという考え方ではなく、ある程度走りながらというか、実際に試

行錯誤しながら多摩市らしいこういった新しい仕組みをつくっていきたいと考えている。そちらの一番下の表組みに書いたが、来年度からモデルエリアを2つぐらい設置して、第3期多摩市自治推進委員会から報告書をいただいているが、まずは懇談会形式ぐらいから、緩やかなところから始めて、こうしたコミュニティ委員会、（仮称）地域委員会のようなものをつくっていく。そのための地域担当職員についても来年度ぐらいから配置していきたいと考えている。最終的には令和3年10月にモデル事業を踏まえた報告書を自治推進委員会からいただこうと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員 公募市民というところで、これは広く一般に公に公募をかけたのか、そうではなく「SIMたま2030」参加者に市側から声をかけてお願いしたのかどうか伺いたい。

田島企画課長 藤條委員が言われるように、市民として参画いただく際には原則公募という形をとると条例規則の中でも定めている。今回についてもこの自治推進委員会の委員の公募を行ったところではあったが、残念ながら実際に応募いただいた方がおられなかった。その次の手段として実際に行政評価市民フォーラム「SIMたま2030」に参加いただいた方の中で、特に発言等を伺っていて、自治推進委員会に入っていただくのにふさわしい方ということで、このお二方にお声がけをしてご了承いただいで参画をいただいているところである。

藤條委員 それで、令和2年4月からモデルエリアを定めてということであるが、この2地区についてはどこかある程度当たりがあるのか、もしくはこれから自治推進委員会の話し合いの中で決められていくのかをお伺いしたいと思う。

田島企画課長 こちらについては2地区ぐらいを想定しているが、今の段階では具体的なエリア設定までは至っていない。イメージとしては、コミュニティエリアを10エリア多摩市は設定しているので、コミュニティエリア相当が一番ふさわしいのかなと考えている。第3期多摩市自治推進委員会からの報告書でもコミュニティエリア単位が一番いいのではないかという報告をいただいているので、ベースとしてはコミュニティエリア単位でおおむねモ

デルでやっていくということもある。なるべく特色がある違ったエリア、例えばニュータウン地域と既存地域、高齢化率が高いエリアとそれほどでもないエリア、地域福祉委員会を社会福祉協議会で行っているが、基本的には10のエリアですべて立ち上がっているが、なかなか捕捉し切れていないエリアもあると社会福祉協議会から伺っているので、横断的な組織があるエリアとないエリア、そういったある程度違いがある2つのエリアをこれから具体的に自治推進委員会の意見を聞きながら設定をしていきたいと考えている。

あらたに委員 今のお話だとコミュニティエリア10エリアをベースにということであるが、これもずっと議論がある中で、学校区とコミュニティエリア10エリアとがイコールではないことによって、青少年問題協議会なり何なり地域のことを今までずっとやっている団体というかエリアがある中で、そごが出てくるのではないか。これについてはまだ結論が出ていないような気もしていたのだが、今回このコミュニティエリア10エリアで進んでいくということで学校区をまたいでしまうとか、そういったことについては先んじて進めてしまうと後々ふぐあいが出てくる可能性があると思う。ここをしっかりと議論して進めないとモデル地域といえども後になってうまくいかないエリアが出てくる可能性があると思うのだが、そこを今どう考えているのか。

田島企画課長 あらたに委員が言われるように私も学区の調査を直接やっていたこともあるので把握はしているが、コミュニティエリアは市内を10エリアに分けている。中学校区については、今多摩市には9校あるので、9エリアということで少なくとも違っている状況にある。小学校区を入れるとまた別であるが、コミュニティエリアと中学校区は大体重なっている。ただ、例外として桜ヶ丘エリアだけ多摩中学校、和田中学校、東愛宕中学校の3中学校にそれぞれ1丁目から4丁目までが分かれている状況にあるので、そちらについてはまた考えていかなければいけないと考えている。それ以外についてはコミュニティエリア自体がゾーニングであるから、きちんとした圏域の境を明確にしていないこともあるので、おおむねであるが、9中学校と10のコミュニティエリアは重なる部分が多いと考えている。実

際にモデルエリアを設定するに当たって、中学校区で切っていくのか、コミュニティエリアで切っていくのかは、あらたに委員が言われるようにもう少し検討した上でやっていったほうがいいかなと思っている。

先日も隣の日野市の地域懇談会にお邪魔して拝見させていただいたが、あちらは8中学校区で、完全に中学校区単位でこういったコミュニティの懇談会をやっていたから、かなり参考になる事例もあるので、またモデルエリアを設定するに当たってはもう少し検討していきたいと思っている。

板橋委員        そもそもであるが、地域委員会が必要だという具体的な声はどういうところから来ているのか。

田島企画課長    こちらは板橋委員から以前そういう話をいただいているところである。少し古い話になってしまうが、平成23年6月に第3期多摩市自治推進委員会から報告書をいただいた。このコミュニティ自治の推進に向けた検討報告書をいただいてその中でもかなり書いていただいているが、やはり今の時代、行政だけではなかなか解決できないような地域ごとの課題がかなりふえてきているかと思っている。そういった地域の課題というものを行政と地域で活動していく、また活動している団体が一緒に考えていく機会はこの第3期多摩市自治推進委員会からの報告書をいただいたその時点からも必要だと、ただ、それを具体的にやっていく上ではかなり検討が必要だという言い方でこの報告書はいただいている。この報告書をいただいてからかなり年月がたっているが、それまでの間にも、その地域でかなり活動している方々も高齢化をしていると。団塊の世代を中心にリーダー的な存在を担っていただいている方が多くいらっしゃるが、その次の世代を担っていただける方の人材養成もやっていかなければいけない。あわせて、その地域で活動している団体は複数おられるが、そういった活動をしている団体間の連絡調整等もなかなかできていない中では、それが効率的かどうかとも検証していったほうがいいかなと思っている。そういった中では、その地域で活動しているさまざまな団体なり委員の方々がある程度定期的に顔を合わせて自分たちがやれること、自分たちの団体で取り組める内容、またそれは難しいので行政にやってもらいたいこと等を切り分けながら地域の課題を解決していく仕組みは、第3期多摩市自治推進委員会からの報

告書をいただいた当時も必要だといただいているが、今コミュニティの希薄化や高齢化も進んだ現在ではさらに必要なのではないかと市としても考えている。そういった中で、第五次多摩市総合計画第3期基本計画の中にそういった仕組みをつくっていくことをもう一度やってみようということでも今回始めさせていただいている。

板橋委員 多摩市はやはり狭いところで、結構地域でそれなりにまとまった形のコミュニティができ、情報交換なども含めてやられているのかなと思うが、新しい地域委員会をもしつくったとしたときに、何かの予算などもそこに権限を与えて、その地域委員会である程度の決定権、予算執行権が与えられるとか、そのようになってくると今までのコミュニティとは少し違った地域委員会になるのかなと思うが、そういうところについてはどのように考えておられるのか。

田島企画課長 今、板橋委員からいただいたように、そういった手法をとっている自治体もある。実は地域委員会、また地域担当職員のようなこういった制度を入れている団体が全国的に見ると、正確な数字ではないが、4割ぐらいの自治体がこういった内容の制度を入れているという調査結果もある。そういった中では、さまざまなやり方をやっているところではあるが、将来的にはそういった組織のあり方をきちんと規定していく必要が出てくるかと思う。ある程度できてきた小地域委員会のような緩やかな地域の方々の代表で構成されるような委員会組織に一定の予算を執行するような権限を与えていくことも、手法としてはあろうかと思っているが、まだその段階にまで至っていないので、今はまずそういった懇談会ベースから始めて、どのような地域課題があるのかをエリアの中で共有する。そこから始めて段階的に進めていきたいと思っている。

しのづか委員 地域担当職員についての考え方であるが、今後この検討委員会で検討していくことになると思うが、これ職責で地域担当になるのか、その人はずっとこの地域担当であるということになるのか、そういうことの整理はどのようにされているのか。

田島企画課長 そのあたりも自治体によってさまざまなやり方があるので、多摩市としてどういった制度設計にしていくかは、ここでまた改めて委員会の意見を

いただきながら設計をしていきたいと思っている。当面はモデルエリアを来年度からできれば2つのエリアぐらいに設定してやっていきたいと思っているので、このモデルで始める段階においては、2つのモデルエリアを担当する、できれば専任の地域担当職員を、今の想定では2人ぐらい置きたいなと思っている。まずは専任の職員で、それをどこの組織に置くかというのはこれからであるが、ある程度そういった社会福祉協議会でも地域福祉コーディネーターという方が定員では11人おられるが、そういった専任のコーディネーターの方とも連携できるような地域担当職員をモデル的には来年度からどこかの組織に置いていきたいと思っている。

しのづか委員 先ほどの職員定数にもつながってってしまう話であるが、ある意味その職員にとっては負担がふえる可能性があり、仕事がふえてしまう。それと、地域とのかかわりというか、地域に精通されている方とそうでない方がおられると思う。逆に精通しているから地域担当でなければいけないということもなくて、そこで地域とのかかわり方の経験を積ませるのも人材育成上はありなのかなと思うが、そういう意味では計画的に一人の人はずっと負担を負わずのではなく、計画的な形で人事を考えていくということによろしいか。

田島企画課長 まだそこまで将来的な見通しを持った設計はできていない段階であるが、しのづか委員が言われるように、こういった地域担当を、自分の本業の業務とは別に兼務で、ある特定地域の地域担当職員につけるというやり方をやっている自治体も幾つかあるので、そういったやり方をやっていく上では、地域の実情を把握し、情報を収集しながら、逆に行政側の情報も提供していくような役割を地域担当職員が担っていくことになるので、それは地域を実際に知るという上ではかなり研修になっていくから、そういったやり方をとっていくのであれば、研修目的ということも加味しながら設計をしていく必要が出てくるかと思っている。当面考えているのは、地域担当職員というそれが本業の職員を置いていきたいなと今のところは思っている。ただ、将来的な設計の中では、変わっていく可能性は十分にあるかと思っている。

あらたに委員 今くしくも社会福祉協議会の名前が出てきて、私が非常に心配していた

のは、社会福祉協議会はずっと地域福祉推進委員会を支えてきて、現実今やろうとしている部分を社会福祉協議会が肩がわりしてやってきているところがあるわけではないか。今「連携をとって」という言い方をされていたが、そこら辺の仕事のすみ分けではないが、そういったことがきちんと社会福祉協議会と話し合いができた上でこれを進めていかないと、極端なことを言ったら、市がやるのだったら社会福祉協議会は手を引くようなことになる、逆に今の福祉の後退になりかねないことになってしまう。そこら辺は社会福祉協議会が今進めていること、実際にやっておられる方たちと整合がうまくとれるやり方をしていただかないと非常にまずいかなと思っているが、その辺はどのようにされているのか。

田島企画課長　確かにそこが一番重点課題というかポイントかなと思っている。これをしていく上では、社会福祉協議会の地域福祉推進課がヴィータ・コミュニネにあるが、そこが地域福祉推進委員会の事業を所管している部署であるので、その課長とはこれまでも定期的な打ち合わせをさせていただいているところである。ただ、実際にあらたに委員がご心配になられるように、こういった市側で新たな組織をつくっていくと、また社会福祉協議会では地域福祉推進委員会をやっているという中で、地域の中に同じような、一般の市民から見ると何が違うのかわからないような組織ができていくことは地域の方の負担にもなるし、また混乱を招くこともあるので、その辺については今後も十分に調整しながら進めてまいりたいと思っている。

松田委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて2番、地方自治法等の一部を改正をする法律に伴う市としての対応について、市側の説明を求める。

田島企画課長　それでは、地方自治法の改正に伴って、改正の内容には来年4月1日から施行されるものが幾つかあるが、それに伴う市側の対応状況についてご報告をさせていただきたいと思う。資料は協議会資料の2番目であるが、表裏の2ページになっているかと思う。まず裏面からご参照いただければと思う。

総務省でつくっている「地方自治法等の改正概要」である。これは平成30年4月の改正と来年の4月改正の2つに分かれているが、平成ではなくなってしまったので令和2年4月1日施行ということになるが、主に一番上にあるように、自治体の事務執行の適正を確保するためにそういった幾つかの取り組みをパッケージとしてやっていくというところである。一番上の改正点が市長に係るところであるが、内部統制に関する方針を策定していくというところである。こちらについては、都道府県と指定都市についてはこういった内部統制に関する方針を必ず定めなければいけないという規定が来年からスタートするということである。ただ、上のほうに括弧書きであるが、それ以外の一般市については努力義務となっているので、こちらについては必ずこれを定めなければいけないものではない。また、その下の監査委員の監査制度の充実強化という改正点では、監査基準をつくっていくと。これについては自治体の監査委員が定め、これを公表していくことになるので、こちらについては一定の監査基準をつくり、それを今後公表していくことになる。これについては一般市、都道府県等特に規定がないので、多摩市についてもこういった監査基準についてはつくっていくことになる。

次の点であるが、決算不認定についてはもう既に施行されている。最後の損害賠償責任の見直し等というところが今回ご説明する内容になる。こちらについては、そちらに書かれてあるが、住民からいろいろな損害賠償責任を問うような訴訟がかなり多くなされている。そういった中で、特に第4号訴訟と言われている住民訴訟では、執行機関に対して個人としての長ないしは職員に対して、執行機関に対して賠償責任を負うべきだというような判決が出るような場合が多く発生している。そういった場合に、個人的な責任を問われている長ないしは職員の公共団体に対しての損害賠償責任について、ここが重要であるが、善意かつ重大な過失がない場合については損害賠償の責任の額を限定することによって、損害賠償額がそれ以上になった場合については免責になるといったことが規定できる条例をこの4月以降については制定できる。そういった地方自治法の改正である。

少しわかりづらくて恐縮だが、資料の表面に戻っていただいて、今申し

上げたことが経過として書いてあるが、経過の中の1番が平成29年6月9日時点でこういった改正内容が公布されたと。実際に施行されるのは来年4月1日になる。今申し上げた条例をつくることができるという規定が来年4月1日から施行される。その条例の内容は、そちらの表面の表組みの真ん中にあるように、具体的に説明したほうがわかりやすいかと思うが、それについては政令が今年11月に出されて、国から一定の基準が示された。例えば賠償責任を負わされている市長がどこまでその個人として、市長としての個人責任を問われるかという際に、最低責任限度額が今回基準で示された。市長で言うと、その基準給与年額、これは具体的にどこまでを計算するかという細かい省令がまだ施行されていないのではっきりしていないが、例えば基準給与年額の6年分を超える損害賠償の責めを負う場合については、6年分までについては市長が個人として責任を負う必要があると。これを超える部分、6年分に相当する額を超える部分については免責にしてもいいと、責めを免じてもいいというような規定を条例でつくることができるという規定が来年の4月から施行されることになる。副市長以下、ある程度その解職請求ができるかできないかというところも含めて、市長だと6年分、一般の職員だと1年分、そこまでを限度として、それを超える部分については免責にしてもいいと。だから免責にしてもいいという条例をつくれれば1件ごとに議会から請求の法規の議決を取らなくてもいいと。そういった条例を自治体ごとにつくってもいいという規定が来年の4月から施行されることになる。実際に基準限度額が示されたのが11月8日になるので、この11月8日に示された国が示す基準を見て自治体ごとに判断することになっていた。大きな3番に書かせていただいたが、ここでこういった基準が示されたことから具体的にほかの市はこういった条例をまずつくっていくのかを調査してみたところ、実際にこの条例をつくっていく、施行が来年4月であるから3月議会に出していくと回答したのが、この11月20日の時点では2市であった。それ以外の25市中23市についてはまだ全く対応が未定であったので、この回答した2市については来年の第1回定例会に上程していくと、さらに国の示した基準どおりにしていくという回答であったが、ほぼ大半の市がまだ対応未定という

状況である。

だから、こちら最後の4番の今後の進め方にも書かせていただいたが、特に実際に条例を制定していく場合については、これは手続上であるが監査委員の意見を議会として聞かなければいけないといった規定も入っているから、実際にこの条例を上程していく際には議会、監査員とも調整をしていく必要があると考えている。ただ、今後も他市の状況、11月20日時点ではほぼまだ未定という回答が大半だったので、他市の状況も踏まえながら、特にこういった条例を規定していくことになると、市民の権利を宣言したり義務を課していくといったことをやっていく場合については少なくとも市民参画の手法をとる必要があると多摩市自治基本条例の規定にもあるので、こういった審議会の意見を聞いたり、パブリックコメントを行ったりといった市民参画をやっていく必要も出てくるのではないかと考えている。実際にこういった条例をつくることのできるという法の規定は来年4月に施行されるが、そのタイミングと合わせてこの条例をつくっていくのか、または見送るのか、制定する場合については、いつこういった条例を提案していくのかを今後検討させていただきたい。経過報告に近い形で恐縮だが、今のところそういった状況になっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 非常に丁寧に長く説明していただいたが、聞けば聞くほどわからなくなってくる。要は国でこういう法律が改正されたが、多摩市としてはとりあえず他市の状況を見ながら保留するという事だろう。

田島企画課長 そうである。本来3月議会に条例を出す場合については、12月議会の協議会の報告の中で条例を提案したいと考えていることを前もって言う必要があるから、それが当市のルールであるから、今の段階では具体的に3月にこういった条例を提案できるところまでには至っていないということである。ただし、こういった案件があることだけは報告させていただきたい。

藤條委員 改革派というか市をよくしたいという善意のもとであるが、仕事をする市長のほうがこうした訴訟リスクは高いのかなと思うので、こういったものがあってしかるべきと思うが、例えば免責になった損害賠償額は、では、その超える部分を誰が補償するのか。

田島企画課長 裏面というか2ページ目の資料にもあるが、その部分については、本来だとかいう条例がなければ1件ごとに議会に損害賠償請求権等の放棄をしていただく議決をとっていくことになるが、この条例が制定されたあとについては議会の議決がなくても放棄していくことになっていく。

藤條委員 そうすると、例えば市長で言えば6年分という上限額が設定された場合、それを超える部分の損害賠償については原告側には誰が補償していくのか。

田島企画課長 住民訴訟と言われている4号訴訟については、原告は住民であるが、住民が地方公共団体、多摩市に対して、多摩市がその職員なり市長なりに財務上の過失等があったと、何か損害を及ぼしたというところに対して、例えば市長の事務懈怠等で市に対して損害を及ぼしたので、市長が多摩市に幾ら払えというような訴訟である。それが4号訴訟である。だから別に住民に対して支払うということではない。市が市長なり職員に対して一定の損害賠償の責任を問えと、それに対しての賠償額を市長が多摩市に払えと、だから、その多摩市に払うという金額を、この条例を制定すれば市長だと6年分に相当する給与額で頭打ちになり、それを超える部分については多摩市に払う必要はない、放棄されたのと同じような効果を生むという規定になっていると思っている。

藤條委員 ちなみにこの条例制定予定と回答した2市はどちらになるのか。もしお答えができるのであれば。

田島企画課長 そこは議会の場で出すということで伺っていないので、控えさせていただこうと思う。そこはあくまで電話で口頭で聞いただけであるので、本当に第1回の定例会に出すという確証があるわけではない。

あらたに委員 裏面にある、監査委員は監査基準に従うことと、この監査基準は各地方公共団体の監査委員が定めるということで、もう既にこれは中身が決まっているような内容なのか、まだこれから検討しているような段階なのか、この基準について。

小柳行政管理課長 今監査事務局で検討していただいている段階であると認識している。

あらたに委員 というと、今の沢登先生と橋本議員で基準を決めるということによろしいか。

小柳行政管理課長 その形で進めていただいていると思っている。

あらたに委員 　少し気になっているのが、沢登先生は今期で勇退されるとお聞きしていた。基準は決めたが、その方がいなくなれるというところで、ちょうどタイミング的には微妙なところなのかなという気はしている。基準を決める方がその後監査から離れてしまうことはどう考えているのか。

小柳行政管理課長 　任期がというところはあるが、監査委員としての来年度以降を踏まえた基準の策定は現任期の中で責任を持って検討して決めていっていただくもので、それに従って来年度以降監査を実施していくというところで継続性は担保されるものと考えているところである。

松田委員長 　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは3番、マイナンバーカードの交付・更新等への対応について、市側の説明を求める。

田島企画課長 　企画課としては最後になる。3番目の資料をごらんいただければと思うが、マイナンバーカードの交付・更新等への対応についてということで報告をさせていただきたいと思う。

そちらに書かせていただいたが、本年6月にマイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針が国で決定された。その中で、こちらにも書いたが、マイナンバーカードを今後健康保険証として利用していくというような方針が国から示されているので、カードをかなり普及させていきたいという意向が国から出されているところである。

これを受けて、資料の裏面に、市民課に作成してもらった資料をつけさせていただいたところであるが、上段がマイナンバーカードの交付件数である。こちらをごらんいただくとおわかりになるが、ここでかなりマイナンバーカードの交付件数が伸びている。この段階では10月分の月間で556枚であったが、今の直近の数字をきのうちょうどもらったが、11月は669枚であったので、かなりまた増加の傾向が引き続き続いているような状況にある。今後こういった傾向については引き続き続いているのではないかと考えているところである。

また、下段のグラフをごらんいただきたいと思うが、こちらは電子証明

書。これはマイナンバーカードの一つの機能として、特にeTAXとか、今年9月から始めたが、住民票をコンビニ交付で取る場合については電子証明書が必要になってくるが、カード自体の有効期限は、最初の申請した年から10年目の誕生日まで有効である。電子証明書のほうは5年目の5回目の誕生日までである。有効期間がカード本体と電子証明書でずれが生じている。だから、電子証明書の有効期限が当初にマイナンバーカードを取得された方については、平成27年ぐらいであるが、4回目5回目の誕生日をそろそろ迎えられる方がこのようにおられるということである。こういった方々がまた電子証明書の更新手続きに市役所に来られるようなことが今後見込まれるところである。こちらについては、更新の誕生日の3カ月前に通知がJ-LISから発行されることになっているので、この1月、2月、3月に誕生日の方はもうそろそろ3カ月前になっているので、こういった方々に今ちょうど通知が出されているところであるから、更新手続きに来られる方が今後ふえていくことが見込まれている。こういった交付自体、また電子証明書の更新手続きに市民の方が今後見えることが見込まれている中で、1ページ目に戻っていただければと思うが、業務としては、こういった1から4のところまでカードの交付の業務、また電子証明書の有効期限が切れた方への更新業務。括弧書きの未成年者の方については、電子証明書と同じようにカードの有効期限が5年目の誕生日であるが、この方はあまり数としては多くないかと思っている。また、マイキーIDという、こういったカードにマイキーIDを使っていくことによって今後のマイナポイント等を利用する場合に必要なってくるのだが、こういったマイキーIDの設定支援についても市として行っていく必要が今後出てくる。また、これまでキャンペーンと申し上げていた交付の申請、特に高齢者の方等について、この交付の申請をする場合に支援していくような業務、こちらについても今後発生していく中では、かなり今後来年に入ったあたりからもう既に件数は上がっているが、交付ないしは更新に係る業務がふえていこうと考えている。このためおととの補正の中でも上げさせていただいているが、段階的にこれに対して対応していく必要があると考えている。それが資料下の表である。

まず第1段階として来年1月からおおむねゴールデンウィークあたりぐらいまで、5月ぐらいまで、これは臨時的な対応として交付・更新に係る業務を専任の会場を設けて対応していきたいと考えているので、業務の1と2、交付ないしは更新に関しては東庁舎会議室を使い、またマイキーIDの設定支援については本庁舎1階ロビーの一角を使ってやっていきたいと思う。そういった臨時的な対応に当たって臨時職員ないしは派遣職員対応、端末を少しふやしたりすることによって、交付枚数はあくまでこれは参考までに国が示している上限値が理論上ここまで可能というところを示しているが、今後こういった対応をしていこうと考えている。これはあくまで臨時的な対応であるので、来年度以降おおむね5月以降ゴールデンウィーク明けぐらいからを考えているが、こういったものについては引き続き対応していく必要が出てくると考えているので、専用の会場を設けていきたいと考えている。1月から5月については、庁舎内の会議室対応でいくが、今後については外部にまた別の会場等を設けていくことも考えていかなければいけないのではないかと考えている。こういった組織の対応、会計年度任用職員を充てたり、また端末についてもふやしたりすることによってある程度こういった業務に、特に市民課の窓口などについては2月、3月が一番の繁忙期に当たるから、そういった一般のお客様にもご迷惑がかからないような体制をとっていく必要があるかと考えているので、こちらについては当初予算で対応していきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

板橋委員 これも法定受託事務ということで、やらなくてはいけないことである。この前一般質問のときに、J-LISから個人のところへの通知はないはずであると、だが3カ月前になったらきちんと各個人に連絡がいくという今のお話だったが、そのところはどうなっているのか。

片岡市民課長 今言っている個人に通知をすることになったという説明が来たのが9月24日で、そこから対応を急ぐ必要があると判断した。そして、今現在11月については約200名、197名に通知が行っている。12月にはそろそろ500名に通知が行くはずである。

板橋委員 最初はやらないと言いながら、突然やるようになったということになっ

てくると、国のこの制度の信頼性そのものも本当に、ただでさえ不安がられているのに、まさに上意下達で法定受託事務ということで無理やりやらされているという自治体のほうも大変なのだが、市民にとっても、これまた健康保険にもひもづけするという話が先ほどあったが、本当に国民の不安は広がる一方かなと思うが、例えば具体的に健康保険にはいつひもづけする予定になっているのか。

小柳行政管理課長 市に来ている情報というよりも、報道レベルになってしまうが、令和3年度の途中からということを経済で目にしているところである。

板橋委員 健康保険証と言っても、いろいろな保険があると思うが、それはどの範囲なのか。

小柳行政管理課長 まだ正確には把握できておらず、国民健康保険についても、いつからなのかまだ把握できていない状況である。

板橋委員 銀行口座も今のところ任意でひもづけであるが、2022年度にはこれが義務化されるというような報道もあるが、それはどうなのか。

小柳行政管理課長 そこについてもまだ把握できていない。

板橋委員 寸前になってこれが決まったということで強引にやらされていくと。やはり自治体としても声を上げていく必要があるのではないかと。10分の10と言いながら結構自治体から金を出さざるを得ないし、人も出さなくてはいけない、そして電子証明書でさえ5年というのは、このごろ初めて聞いてえ？ということ、実は表を見てもこれから一気にふえていきそうだと、J-LISは尻をたたくように、各人にやらないと、免許証の期限が切れたら免許証が使えなくなるわけであるが、電子証明書の場合、マイナンバーカードの場合はそのようなことはないわけである。妙にあおった形でのそういう宣伝というか、J-LISからの通知なども届くようになると、本当にこう言うのは悪いが、だまされた形で国民がどんどんあおられてしまう状況がつかられる。あわせて先ほどマイキーIDを活用したお話もあったが、これになるとポイント制という形で、市でもいろいろなポイントをつくって、掃除をしたからこの人には何ポイントと、介護を手伝ったから何ポイントと、いろいろなポイントなども市で決めてカードの中に、マイキーIDの中に加算するような手続も市がやるようになるのか。

小柳行政管理課長 言われている部分が自治体ポイントというところかと思うが、一部の自治体では既に導入されているところもあるわけであるが、今回国が活性化の第3弾として行うマイナポイントをキャッシュレス決済の残高等に付与していくような仕組みと自治体ポイントとは関連がない制度として今検討中というところがホームページには掲載されている。

板橋委員 しかし、いろいろ情報などを聞いていると、マイキーIDを使ってマイナポイントという形で、ポイントの用途は自治体が定めると。その中には地域で使う美術館や博物館の関係のカード、観光、またオンラインで使うほかの、まさに金が絡むようなそういうポイントなどもこれに加算されて、自治体でそういう使い方は決めるのだというような報道も聞くと、一体本当に大丈夫なのかという気がするが、どのようにそのところを見ておられるのか。

小柳行政管理課長 マイナポイントと別で、先ほど申し上げた自治体ポイントを、例えばボランティア等で活動された方に対してボランティアポイントを付与するような形をとって、その自治体ポイントで市の公共施設が使えるような取り組みをなさっている自治体がある。そういう制度としてこのマイナンバーカードとマイキーIDが使える仕組みにはなっていると把握しているが、当市においては現在そのような検討は行っていないところである。

板橋委員 そのようにいろいろな意味でボランティアにも健康保険証にもいろいろ使われるようなマイナンバーカードとなると、これは日常的に持ち歩くような仕組みを今強引につくろうとしているわけである。そういうところで紛失することによってのいろいろな不安も同時に広がってきているわけで、私たちはなるべくこういったものは持ち歩かないようにというのがマイナンバーカードのスタートだったが、そういう点でまさに情報が漏れて国民の大きな損害が起こるのではないか、被害が起こるのではないか。例えばこの前神奈川県庁でも情報を消却する役割を受けている会社がハードディスクドライブを消却しないで売っていた。ばれないと思って強引にやるわけだろう。システムのいろいろな構築されたとしても、人間がもともとこういう形で情報を売ったりばらまいたりする、そういった事件が本当にあちこちで起こっていることを考えると、私たちはやはり市も、市民のそ

ういう財産、情報をしっかり守る立場からは、黙って受けるだけではなく、言うことは言うべきではないかなと思うが、その辺のことをお聞きする。

藤浪企画政策部長 市からも声を上げるべきというお話のことであるが、今般市長の行政報告の中でもお話しさせていただいたが、多摩市長からも声を上げさせていただいて、市長会のほかの市長の方々も声を上げていただいている。大きく2点あるが、1点は、今話した5年に一度更新の必要があるのですが、そのあたりについて対面でやらなければいけないことについては、やはり市民の方も非常に大変なところもあるので、この方法がどうにかならないのかということと、あとは財源をしっかりと確保していただきたいということで、これについても総務省のほうでもしっかりと検討するということであるので、まずはそういう形の声は上げさせていただいているし、ほかの首長の方々についても問題意識はお持ちになっていただいているということで、いい形の方角に行っていただければと思う。

安斉委員 5年ごと更新の方、それから通常マイナンバーカードを発行されていたその業務の対応でおいでになる方に迷惑をかけないというお話で、その対応だとは聞いたが、恐らくJ-LISから通知が来れば、市もそれに対応していることを広報されると思う。その広報の仕方、それから、これはやはりあくまでも持つ持たないは自由だと思うので、その点についての一つの配慮というか、そういう広報の仕方はどうなさるのか。

片岡市民課長 まず広報についてであるが、たま広報や市公式ホームページなどに、こういう通知が届くが、特にすぐに使うのでなければ急ぐ必要はないということで広報している。そして、持つ持たないは自由だということについては、多摩市は従来よりそこについてはぜひ持とうというようなPRはしていない。ただ、交付する市民課としては、こういうことに使える、時間がかかるので取る場合は早いうちに取ったほうが良いという客観的な事実をお知らせするようにしている。

安斉委員 持つ持たないは自由だということをはっきりさせておかないと、市民の方も混乱するのではないかなと思う。この間補正予算のときにも少し聞いたが、いわゆる対応するための派遣の業務を行う方が出てきて、この間は交通整理のような会場の案内を整理されている、その範疇だと聞いたわけで

あるが、今度ID設定支援業務についても、単なるそういう仕事だけで済むのか、それとも、やはり聞かれることはそれこそ正規の職員なのか派遣の方なのかは市民にとってはわからないわけであるから、かなりそういった専門的なことを聞かれることもあると思う。その対応も、この間のように守秘義務、個人情報保護といったところについては問題ないとお考えになっておられるのか、そこを確認したいと思う。

小柳行政管理課長 マイキーIDの設定の支援であるが、今国が非常に簡単にできるようなソフトというか入力画面を開発中である。そういったところにご自分で決めたパスワード等、さらにIDの設定が必要になるので、そういったところをサポートする方を派遣でお願いしようとしているわけであるが、個人情報に触れる部分というところでは、そのIDとパスワードをのぞくこともあるかと思うので、そういったことについての個人情報を守る義務等についてはきちんと確認させていただいた上で事務を履行していただきたいと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際暫時休憩する。

午後 0時07分 休憩

---

午後 1時00分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

4番、「多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例」の改正について（令和2年3月改正予定分）、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 先ほど部長からも説明したところであるが、個人番号の利用に関する事項を定めた本条例について法改正の速やかな対応等を目的として規定を整理させていただく条例改正を予定しているものである。

資料の2番目のところをごらんいただければと思うが、番号法では全国一律で個人番号を利用する事務、その特定個人情報の範囲について別表第

一、第二で定めており、その詳細は主務省令で定めている。また、番号法の第9条第2項では、各自治体が独自に個人番号を利用する独自利用事務とか庁内連携については条例で定めることを規定している。

それを受けて本条例については、主務省令に記載のあるものについては庁内連携でできることを第4条第3項で定めるとともに、主務省令等に記載のない項目では別表で定めているところである。

資料の次ページをごらんいただければと思うが、制度開始から約4年が経過して、個人番号を利用することができる事務の範囲が拡大する中、下の表のNo. 1～5のように番号法や主務省令の改正と規定を整理するような条例改正をたびたび付議させていただいているところである。先ほど説明したように、条例と法が連携しているところからこうした規定の整理が生じている。そうしたことから、ここで見直しを検討させていただいたわけであるが、多くの自治体では番号法や主務省令との規定の整理を目的とするようなところについては条例改正を要しない形式としているところである。それらを倣うような形で本市においても、形式的・事務的な条例改正が最小限になるような必要の範囲で規定に定めることで迅速・的確に対応できるような形に条例を整理させていただきたいと思っているところである。具体的な改正の内容については、3月議会のときまでに整理をさせていただいて、お示ししたいと思っているところである。

なお、独自利用事務の追加や削除については、今後その改正の後も条例で具体的に規定するというところのまま維持したいと思っているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて5番、広告付AED導入について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 協議会資料5をごらんいただければと思う。広告付AEDの導入についてである。本件は公民連携によって維持管理に要する経費を抑制しつつ、公共施設の安全・安心の維持向上を図る取り組みである。株式会社宣通と協定を締結し、市内12施設に広告付AEDを設置するものである。AED

Dは本体やバッテリー、電極パッドを一定期間ごとに交換する必要がある。それを本取り組みにより14台をメンテナンスフリーの形に置きかえることによって、この協定期間の6年間で約700万円の歳出予算の削減効果がある取り組みとなっているところである。

株式会社宣通が行う内容については、資料の2、協定内容の(2)の(a)(b)に書かせていただいているが、株式会社宣通が広告掲載基準に準拠した形で広告を募集し、クライアントから広告料を取っていただくわけであるが、そこで得る広告料をもとに市の施設にAEDを設置していただき、またメンテナンスも行っていただくというところである。

資料の裏面をごらんいただければと思うが、12施設となっているが、市役所についてはこれまで1階にだけAEDがあったが、それを3階と東庁舎にも2台増設するような形で設置が可能となっているところである。この施設については広告付AEDに切り替えて歳出削減を図る取り組みである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員 一定期間が来ると更改しなければいけないとなっているが、それはどれぐらい定期的な間隔でやるのかと、それから、私も使用されている場面を見たこともあまりないわけであるが、使用されていなくてもやはり交換しなければいけないものなのか。

小柳行政管理課長 全く使用されていなかったとしても、本体についてはおおむね5年、バッテリーについては3年から4年、電極パッドについては2年程度で定期的にかえていかないとならないもの、また万が一利用した場合についてはパッドはもう即時交換が必要となっている。こうした定期的な交換を業者に担っていただくというところである。

安斉委員 ちなみにであるが、利用された形跡があったところもあるわけなのか。

小柳行政管理課長 あるところである。

しのづか委員 これはいいことだと思う。67台あるということで、今後もっと広がっていかれたほうがいいと私は思うが、その見通しについて。

小柳行政管理課長 やはり株式会社宣通も広告で収入を得られる場所ということで、この12施設も株式会社宣通と協議をして決めさせていただいたところであ

るが、広告効果が上がるどころと他の施設でも認められれば検討させていただきたいと思うが、ひとまずはここで、この12施設を選択していただいたところである。

藤條委員 広告料については株式会社宣通が価格設定等も含めてされるのか。あとその広告の交換のタイミングである。それもメンテナンスのタイミングに合わせて交換されていくのか、その期間的などところをお伺いする。

小柳行政管理課長 株式会社宣通のほうでクライアントと協議して決めていただくところである。また、そのタイミングというか時期を含めて株式会社宣通のほうで協議していただくことになる。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6番、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（各論）」の時点修正について、市側の説明を求める。

松田資産活用担当課長 それでは、6番目、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（各論）」の時点修正についてである。本件については、素案の段階のものをせんだっての9月の総務常任委員会協議会に報告をさせていただいたところである。このたび令和元年11月時点における各論の時点修正をまとめたので報告をさせていただく。

9月議会でもご説明をさせていただいたとおり、今回は総論と各論と二部構成になっているが、総論の更新は行わない。各論について時点修正を行うところである。

修正の時期であるが、9月議会にご報告をさせていただいた素案は6月時点のものであったが、今回は11月時点である。

主な変更点についても9月議会で詳しく説明させていただいたので割愛をさせていただくが、主に施設の改修工事の時期の時点修正をしたものとか、運営手法の変更、またはその他の状況変化というようなところである。こちらで今年度の行動プログラムを確定させていただき、今後については公式ホームページ等で公表していくことを考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安齊委員 諏訪地区市民ホール・老人福祉館のことしの11月時点の記載のところを読ませていただいたが、これはこれまでのところでは平成30年度では検討となっていたと思うが、今回かなり具体的に市民との話し合い、それからその後の基本設計が盛り込まれているが、実はやはりこの地域にはコミュニティセンターがないし、それから今まで旧東永山小学校を市民団体の方々がたくさん利用されていたわけであるが、その中でこのホールの使い方について熱い視線があるわけである。それで、市民や利用者等との対話が始まるわけであるが、これはまさしく豊ヶ丘のいわゆる複合館や東寺方の複合館のような手法ではなく、改めてやり方を考えて市民との対話をつないでいかれるのかどうか、そのあたりを確認したいと思う。

松田資産活用担当課長 諏訪地区市民ホールについては、今まで周辺で行われている都営住宅の建てかえの動向を見据えていたところがある。それらも踏まえて今後大規模改修を行っていきたいと考えているので、こういった手法でいうところはこれからの検討になるが、市民の方や利用者の方と十分対話を行う必要があると考えているので、時間をかけて丁寧に改修時期までに方向性を検討していきたいと思っているところである。

安齊委員 この市民との対話は2020年・令和2年から始まっていくようにこのプランの計画表では見受けられるわけであるが、具体的に公募をかけられるのか、どういうものを使うのか私にはわからないが、そのあたりもお考えにはなっておられるのか。

松田資産活用担当課長 行動プログラムでは2020年からであるが、今こういった形で地域の方と対話していくかを検討しているところである。

安齊委員 私は地元の方たちから部屋数をふやしてほしいとか、風呂が大事だとか、いろいろな声を聞いているわけであるが、ぜひとも利用者の方、地域の方たちを含めて対話の形をしっかりとって進めていただければと思っている。それで、平成30年度11月時点では、コミュニティセンター機能として再構築というのがあるわけであるが、これはどのように今の時点では生きているのかどうか。上のところにコミュニティセンター機能として再構築とある。となると、改修の中で、躯体はあのままなのかもしれないが、あそこはたしか耐震基準をクリアしていたと思う。その中身についてこれか

ら市民の皆さんと対話されていくということによろしいか。

松田資産活用担当課長 コミュニティセンター機能として再構築というような方向性に基  
づき、今後どういった機能を、地域に必要な機能は何かを地域の皆さんと  
対話していくというようなところで考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて7番、「多摩市施設白書 資料編」の更新について、市側の説明を  
求める。

松田資産活用担当課長 「多摩市施設白書 資料編」の更新についてである。こちらも報  
告となる。多摩市施設白書については、今説明させていただいた行動プロ  
グラムに位置づけられている公共施設の情報を公表しているものである。  
データの最新化を図る観点から毎年更新を行っているが、このたび新しい  
データを加えた決算数字などを反映した更新版を作成したので報告をさせ  
ていただくものである。

更新時期については11月時点である。

記載内容も変更はないが、建物情報や昨年度から入れている固定資産台  
帳の情報、減価償却累計額や取得価格といったところも盛り込んでいると  
ころである。施設に係る経費や、逆にいただいている使用料、貸付料の収  
入、あとライフサイクルコストなども入れ込んだ最新版ができたという報  
告である。

今後については、こちらも公式ホームページ等で公開し、市民の皆さん  
と共有していきたいところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて8番、学校跡地施設について、市側の説明を求める。

松田資産活用担当課長 学校跡地施設についてである。これも毎議会ごとに現在の状況を  
報告させていただいている。

1番目、旧南永山小学校跡地である。旧南永山小学校跡地については、

校舎・体育館等の解体工事の実施設計が本年度完了する。解体工事は令和2年度当初予算に計上する予定である。校舎・体育館解体工事は、予算をお認めいただけたら来年の10月から2022年の1月ぐらいに、年度をまたいでしまうが、解体工事を行う予定である。グラウンドの市民開放は、それに伴って解体工事の着手に合わせて2020年、来年9月ごろに終了する予定である。

2つ目、旧西永山中学校跡地。ことしの11月1日より移転を開始し、入居が始まっている。東京都により入居後の今冬に別途植栽工事を実施する予定と聞いている。

3番目、旧中諏訪小学校跡地グラウンドの部分であるが、東京都による建築工事を今実施中である。完了は2021年度・令和3年度の見込みである。

4点目、旧北貝取小学校跡地。この11月に旧北貝取小学校跡地施設の管理運営方針の素案を策定している。現在12月2日から25日にかけてパブリックコメントを募集中である。今後の予定の詳細については、くらしと文化部から、子ども教育常任委員会協議会に説明する予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 旧南永山小学校跡地で今市民開放をグラウンドでやっていると思うが、その団体の方たちへの周知というか、次の代替施設への誘導をしていかななくてはいけないと思うが、その辺はどうなっているのか。

松田資産活用担当課長 この議会でまず報告をさせていただき、その後利用者の方にも説明をしていきたいと思っている。年明けになるが、1月に学校跡地の利用者懇談会が開催されるので、そちらで経緯を含めてこの状況、また今後こういった施設があいているというようなご案内をさせていただければと思っている。

しのづか委員 ぜひ、特にそれぞれの跡地での利用者懇談会ではなく、全体の利用者懇談会のようなものも考えつつ、今後の方向性もきちんと共有して進めていただきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて9番、森林環境譲与税の今後の活用について、市側の説明を求め  
る。

佐藤環境政策課長 森林環境譲与税の今後の活用と基金の見直しについて説明する。森林  
環境譲与税の概要については、前回から説明をさせていただいてきてい  
るとおりとなっている。今日は、今後の活用を中心に、特に木材利用促進の  
部分について考え方をまとめたので、その報告をする。資料をごらん願う。

資料の1の(1)の森林環境譲与税の活用について。この税については、  
これまで行ってきた説明のとおり、地球温暖化対策を中心に活用してい  
くが、そのうち木材利用の促進については、ここにあるように今後庁内で  
木材利用推進方針を策定し、令和2年度以降の公共建築物における新築・改  
修による建築物への利用、木材什器も含めて具体的な可能性を関係所管課  
とも調整しながら活用の範囲を広げていきたいと考えている。

続いて(2)都補助金等、森林環境譲与税以外の財源確保の模索につ  
いてというところである。(1)で説明した木材利用推進方針については、  
これを策定することで東京都が実施する公共施設への多摩産材利用促進プ  
ロジェクトによる市区町村への補助にも森林環境譲与税とは別に活用でき  
ようになる。このプロジェクトは東京の木・多摩産材を使うことで多摩  
の森林の適切な手入れにつながるとともに、地球温暖化防止にも有効な施  
策として公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき東  
京都が行っている事業となる。また、補助の内容は、補助率が2分の1、  
上限1,500万円となっている。今後公共施設の改修等の増加が想定さ  
れる中、このような制度も積極的に活用しながら地球温暖化対策のため木  
材利用の可能性に柔軟性を加えて、その機会をふやしてまいりたいと考  
えている。

続いて(3)庁内における啓発である。令和2年4月以降、本格的に森  
林環境譲与税を活用していくが、温室効果ガス排出削減目標の達成にも対  
応していくため、全庁的にこの木材利用推進方針を周知しながら公共施設  
における地球温暖化対策の推進に生かしていきたいと考えており、また、  
近年の気候変動の非常事態にも対応していきたいと考えている。

続いて2番、条例改正の説明である。この森林環境譲与税の活用を進めていく中で、この12月市議会に「多摩市緑化基金条例」を「多摩市みどりの基金条例」へと改正する議案を提出している。あさっての生活環境常任委員会で審査の予定となっている。また、あわせて多摩市寄附条例内に規定されている「多摩市緑化基金」についても「多摩市みどりの基金」へ改める改正を行う。なお、予算については、3月補正で森林環境譲与税の歳入計上及び改正後の基金への積み立てを行う予定である。

藤浪企画政策部長　ただいま環境政策課長が内容を説明させていただいた。こちらの譲与税であるが、地方譲与税については財政担当が歳入部署になっているので、についてはこちらの総務常任委員会にもお話しさせていただきたいと思っている。トータルの活用等について、まずは環境部面という部分はあるが、総体の動かし方についてはまた財政部門といろいろ考えながら進めていきたいと思っているのでよろしく願います。

松田委員長　市側の説明は終わった。質疑はあるか。

板橋委員　木材利用推進方針と言うが、具体的にどのような利用推進法が考えられるのか。

佐藤環境政策課長　こちらであるが、目的として多摩産材を活用して公共施設に充てていくところであるが、使い道として例えば建築物の建造材として多摩産材を使う、それから内装の木質化、あと木製遊具の整備、あと木製什器の整備、こういったところに多摩産材を充てることによってこのプロジェクト事業にも該当して、こちらの補助金も活用できるといったものになる。あと木製の外構施設についても、これについては使用木材は多摩産材に限らないが、多摩産材を使用30%以上のところを使えば国産の木材についてもこの辺のプロジェクト事業の活用が可能となるといったものである。

板橋委員　どこの木材を使うのか。具体的によくわからない。

佐藤環境政策課長　あきる野市、青梅市、あと奥多摩町といったところの西多摩のほうにある森林のところを活用させていただく。

松田委員長　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長　質疑なしと認める。それでは、以上で9番については終わる。

追加報告がある。

竹田情報システム課長 12月6日の朝日新聞に神奈川県庁がリース満了により返却したハードディスクの盗難があったという記事があったかと思う。その件について、多摩市への影響について報告をさせていただく。

報道されているブロードリンク社という会社と多摩市の直接の契約の実績はない。一方で、富士通リースという会社との契約はあり、富士通リースがリース品の返却を受けた後に最終処理業者としてブロードリンク社を利用している可能性は本件のように否定ができないところである。先週の金曜日に明らかになった話題であるので、まだ確認は進んでいない状況であるが、情報の漏えいについては今確認できていないので生じていないところである。ただ、今後の情報漏えいの可能性については調査した結果で判断していきたいと考えている。

現在多摩市においても100を超えるシステムが稼働している。毎年機器更新を行っており、今回の報道を受けて職員全員が使用している事務管理のシステムであるとか、住民情報をメインに取り扱う基幹システム・住民情報システム、こういった大きな2つのシステムの破棄方法、廃棄方法について確認を行った。まず多摩市においては、パソコンの本体やサーバーといった情報機器を処分する際は、最終的な処理はやはり特殊な機材を用いるので、市役所のエリア外で業者をお願いをしなければいけないが、その前に市役所の電算室やサーバーが置かれているデータセンターに業者に来てもらって、そこで消去した上で持ち出しをしてさらに消していただくと、2段階で消去作業を行っている。この点で神奈川県よりはシステム的にはランクが上かと思っているので、事態は避けられるかなと考えている。

ただ、今申し上げたのは、基本的な大きなメインシステムの2つについてであるので、その他多くの業務システムについては、現時点においてはまだ確認がとれていない部分がある。また、報道を受けて、同日6日には総務省からデータ消去についてかなり厳しい通知が出されている。この通知を受けて、全庁的な実態の把握とともに、確実なデータ消去に引き続き取り組んでまいりたいと思うので、報告ということで説明させていただ

た。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて10番、令和2年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について、市側の説明を求める。

渡邊総務部長 多摩市公契約審議会から10月2日に答申をいただいて、それに基づいて令和2年度の労務報酬下限額を決定したので、総務契約課長から報告する。

櫻田総務契約課長 今報告があったように、今年度全部で5回やっているが、10月2日に4回目の審議会があり、そこで決定した内容が答申書という形で書類となっている。その内容のご報告をさせていただく。

令和2年度の公契約条例運用に向けた基本的な考え方。1番の基本方針となる。令和2年度においては、平成31(令和元)年度の考え方をおおむね継続して運用していくという内容になった。ただ、平成30年度の公契約審議会の答申により示されている今後の課題や改善に対する方針にある課題については引き続き検討を行うとともに、検討を踏まえて見直し等が可能と見込まれる事項については、その見直しに向けた取り組みに続けて着手するものとするとしている。また、業務委託及び指定管理業務に関する労務報酬下限額については、その設定の考え方は平成31(令和元)年度の考え方を継続し、東京都の地域別最低賃金額の動向を鑑みるとともに、各業務の労務報酬下限額の増額の状況を考慮した設定となっている。

具体的な内容を2番以降に示させていただいている。運用に当たっての考え方。(1)になる。労務報酬下限額についてここで決定した内容を報告させていただく。まず1番目の工事または製造の請負契約については2種類ある。まずは(a)と書かせていただいているが、熟練労働者及び一人親方等についての工事に関する価格が公共工事設計労務単価の90%の額とすると。あと(b)熟練労働者以外の者については1,075円とすることが決定した。②の業務委託のうち市長が別に定めるもの及び指定管理

協定のうち市長等が必要であると認めたものについては、黒ポチで書かせていただいているが、各個別で設定している。一番下の業務・指定管理協定が一般的に通常使われている下限額が1,046円である。通常の業務委託がここにかかわってくる。個別に設定しているのがその一つずつ上の項目であるが、そちらについては、まずは公園管理業務、施設の樹木管理業務、のり面維持管理業務が1,053円、街路樹等の維持管理業務については1,060円、下水道管渠清掃等業務が1,328円、可燃物等収集運搬業務が1,073円、学校給食センター調理等業務が1,080円、学校給食配送業務が1,080円、学校給食配膳業務が1,050円ということで設定額が決定している。

(2)については、工事における熟練労働者と熟練労働者以外の割合を定めているところである。こちらについては、従事する業種ごとの総労働時間を基礎として80%以上を熟練労働者で対応しろということで示されている。

(3)令和2年度の業務委託等の対象事業についてである。こちらについては、平成31(令和元)年度の対象事業を基本的に継続して行うということで決定している。そのほかに令和2年度の新規対象事業があった際には、その都度検討して対象を決めることになっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11番、令和元年度給与改定について、市側の説明を求める。

渡邊総務部長 それでは、令和元年度の給与改定について人事課長から報告させていただく。

本多人事課長 それでは、お手元の資料をごらん願う。令和元年度の給与改定について説明する。

まず大きな1番、給与改定の内容である。まず1点目であるが、東京都人事委員会勧告に基づいて勤勉手当の率を0.05月引き上げることにしたと考えている。その下に常勤職員と再任用職員の支給月数が書かれているが、常勤職員については現在期末・勤勉手当合わせて0.6月である

が、勤勉手当を0.05月引き上げるので、支給月数が4.65月になる。再任用職員については2.40月が2.45月と変更になる。

次に、2点目であるが、6月期と12月期のこちらは期末手当の支給率の平準化を考えている。表があるが、左側が現行の支給月数で、右側が改正後の支給月数になっている。それぞれ職の区分に応じて支給割合が異なっている。まず主事級から係長級については、現行が6月期と12月期の合計が2.6月であるが、内訳が12月期のほうが多くなっている。それ以降の課長級、部長級も支給月数についてはその職ごとに変わるが、同じように12月期のほうが多くなっているというような支給割合になっている。これを6月と12月、同じ支給割合にしたいと考えており、それぞれ支払われる額を同じにすることもあわせて行いたいと考えている。

次に、2番であるが、条例改正の時期である。今申し上げた勤勉手当の0.05月引き上げ、それと期末手当の支給率の平準化については、12月議会の追加議案として最終日に上程したいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員 議案の上程の時期・タイミングであるが、いつも割と出てくるのが遅いのは何か理由があるのか。

本多人事課長 職員の勤務条件に関することであるので、組合との交渉がある。今回最終的に妥結したのが11月22日で、当初の条例には間に合わなかったのでここで追加させていただくことになった。

あらたに委員 2番目の6月期と12月期を平準化する目的は何なのか。

本多人事課長 私ども多摩市の給与制度は東京都に合わせており、東京都は期末手当が平準化されている。給与改定があると大体期末勤勉手当のふえたものは12月に乗せてしまう関係で、それがずっと残ってしまった。いつの時期からか東京都は平準化したのだが、多摩市は平準化がおくれており、このタイミングでさせていただくということである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて12番、台風第19号における対応について、市側の説明を求め

る。

渡邊総務部長 今定例会においても、台風第19号の対応についてはさまざまな形でご意見等をいただいたところである。その中でも答弁してきたが、台風第19号の対応について一通りのまとめができたのでご報告をさせていただくものである。防災安全課長から報告させていただくのでよろしく願います。

城所防災安全課長 それでは、ご説明をさせていただく。ファイルが2つあり、まず最初に令和元年度台風第19号災害対応報告集について説明させていただいて、中段まで行ったら本編に入るような形で説明させていただく。

まず趣旨である。台風第19号について、河川や気象、また多摩市内の被害状況、はたまた多摩市が実施した対策を報告書としてまとめている。この報告書の作成に当たっては、各対策部から意見書を出していただくとともにヒアリングを行い、課題の抽出や対策等をまとめているところである。この報告書であるが、今後本台風における多摩市の災害対策を検証し、これからの防災対策に役立てていきたいなと思っているところである。

続いて経緯である。簡単に過去の日程をおさらいさせてほしい。まず10月12日に台風第19号が襲来した。週が明けた15日に庁内で速報という形で報告させていただき、その後約1カ月、短い時間であったが、各対策部に協力いただき、書類を出していただくのと、ヒアリングを行い、最終的には12月3日に庁内で整理をして災害対応集の完成がなされたところである。

続いて台風第19号災害対応集の構成についてである。まず最初が台風第19号の概要について始まり、その次に多摩市の状況、災害対策の対応状況等について、災害対応に対する検証について、資料編という形で構成されている。

令和元年台風第19号災害対応報告集という報告集をごらんいただければと思っているところである。

それでは、始めさせていただく。まず1ページは、はじめにというところで割愛させていただく。主立ったところを説明させていただく。2ページから始まる台風第19号概要であるが、こちらは台風の強さや進路を写

真を多く使いながらわかりやすいように説明させていただいているところである。

続いて6ページをごらん願う。多摩市の状況についてということで、まず最初に庁舎屋上についている降水器等々のデータを出させていただいているところである。総雨量としては、351.5ミリメートル、時間最大としては37.5ミリメートル、最大瞬間風速としては27.9メートルという形になっているところである。

続いて7ページ、河川の状況である。3つの観測点の代表される点をお示ししており、多摩川だと石原の観測所で6.33メートル上がった。計画高水位が5.94メートルであるので、計画高水位で上がっているのがここで見受けられる。浅川については、浅川橋で最高水位が3.65メートル、計画高が3.58メートルといった形で、これも計画高水位を超えているといった形である。

もう1ページめくっていただくと、グラフが出てくる。例えばグラフのA 多摩川の状況であるが、これは多摩川の石原の観測点である。石原は調布市のあたりにあるところであるが、横棒に線が引いていて、例えば4メートルのところでは消防団待機水位であるとか、その後400センチメートル、430センチメートル、490センチメートル、594センチメートルという形でそれぞれ水位が出ているところであり、皆様の場合は水色のグラフがずっと右肩上がりに上がっていついて、大体17時半ぐらいになると多摩川で594センチメートルという計画高水位を超えて約6メートルに近づいてくるといった形が21時である。この後、これがストンと何もなくなっているのは観測点が欠損したということだそうである。最終的に欠損した後国土交通省が多摩川を見に行き、目視で観測するというところである。それぐらい水位がすごかったので、各多摩川沿線の被害が大きかったのかなというところである。そのような状況を、浅川、大栗川も同様に我々のほうで記録した形である。

おめくりいただいて、11ページをごらん願う。災害対策の対応状況等についてということで、まず最初、1番の防災対策の移行ということで、我々10月10日の11時半に関係課長から構成される応急対策本部を設

置し、以下、表に書いてある防災安全課、道路交通課、公園緑地課、下水道課、教育振興課、スポーツ振興課という課が集まって、襲来すると思われる台風について見立てを行い、皆でできることを検討し、対応を図っていったということになる。その後、(2)である。10月11日、9時半に災害対策本部を設置して、まず第1回の災害対策本部会議をし、翌12日9時に第2回を開始したと。

おめくりいただいて、表にあるように13日には第3回、その後第5回、第6回と続いていくといったのが災害対策本部の流れである。

続いて非常配備体制に伴う職員の参集状況等であるが、13ページをごらんいただいて、17時の時点が一番多くて、各対策部から全体で227名の職員を出して対応したという形になる。

続いて14ページをごらん願う。避難所の開設状況であり、こちらは一般質問でも答弁させていただいているが、10個の避難所を開設して2,583名の方を収容させていただいたところである。ちなみに対象人員を15ページの表にある、関戸1丁目から東寺方1丁目まで合計で約1万4,000人、世帯としては8,000世帯が対象という形である。

16ページをごらん願う。市民に対する避難情報の周知方法ということで、ここに記載がある多摩市防災行政無線以降、アからケを使ってどうにか市民の皆様に情報を届けられたというツールのご紹介である。

その後の17ページ以降は、災害対応に関する検証ということで我々がヒアリングを行ったものについて、もっと細かいものは資料編にあるが、さらにそれをまとめたものを各対策部ごとに載せている。すべてをご紹介するには時間の関係もあるので代表的なところだけ説明すると、例えば統括対策部は我々を指すのだが、課題としては、災害対策本部開催前に関係課長会を開催し、課題を整理した後対策本部の意思決定を行うべきであったというのがあった。それに対して我々とする、今後災害対策本部の運営について検証を行うといったような課題がある。

もう一つ、1ページおめくりいただくと、市民情報対策部というところがある。1番上の情報というところに、ホームページの活用に課題があるものの情報提供を図ることができたかなど。しかしながら、今後SNSの

取り組みが必要ということがヒアリングから得られている。これについても、今後モバイルやSNSの活用を地域防災計画の修正の中で検討していきたいという形で書いてある。

そして19ページである。食料物資調達対策部の2個目の囲み、公共施設というところがあり、こちらも公共施設については施設の特性を踏まえつつ災害対策本部の統一的判断で実施すべきということが課題として挙げられている。こちらも今後は公共施設の役割であるとか職員の配置について検討を行っていくといった形で記載されているものである。

1ページおめくりいただいて、福祉医療対策部の要配慮者対策の2個目の囲みである。避難行動要支援者名簿については、実効性が高くなるような検討が必要という課題に対して、こちらについては、その名簿について防災安全課と福祉部局について検討を行うという対策を組んでいるところである。

最後は避難所である。避難所施設対策部の避難所の一番上の囲みをごらん願う。開設当初から一夜限りの短期開設の明言をすべきであり、そうすると、物資や食料面での対応が変わってくると考えられるという課題に対して、これまで今回の対応を踏まえ、地域防災計画水害編の修正に着手するといったような対応策をとっていきたい。

以後、皆様のページは資料編がずっと載っており、例えば災害対策本部の議事録、各対策部の検証結果、はたまたどのようなツールを使って情報提供をしたのかが詳しく載っているところである。説明には時間がかかるので、後でご確認いただければと思う。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

板橋委員

先ほど一夜限りの短期開設という話があったが、中には、驚くのだが、市が避難しろと言うから避難して来たのに食事が何も準備できていないではないかと非常に怒っている人がいたという話を聞いた。今回皆水や食料品を持って集まったとか、そういった必要性があったかどうかかわからないが、そういった人たちはどのくらいいたのかと思ったりもするが、反対に何も出ないと文句を言う人もいるが、ほとんどの人は多分何も持ってこなかったのではないかと考えられるが、どうなのか。

城所防災安全課長 具体的な数は把握していないが、中にはやはり自分の食料や水を持ってきた方々はおられる。ただ、大半はやはり言葉は悪いが手ぶらで、着のみ着のまま来た方が多いかなと。その辺は本当に水害でとりあえず身の危険から安全なところへ移動するのであれば一定程度のものは持ってきて避難してほしいということをわかりやすい形で事前に説明しておこうと今のところ考えているところである。

板橋委員 今度の体験を通じて、日ごろそのことは元来準備するのは当然であると言いながら、いざというときには何も持っていかない人が多いと思うので、せめて水ぐらいは持っていくような広報の案内も意識的にしないと、やはり避難だけが頭にあり、早く避難しようということで手ぶらでいく人が大半だったのではないかと、少し危惧したところである。

城所防災安全課長 繰り返しになるかもしれないが、事前の広報がやはり重要かなと思う。今回一つ教訓になると思うので、我々も市民の方も今回のことを忘れないうちに一定程度のものは持っていきながら避難してほしいということは、これからハザードマップ等をつくるので、そういったところで周知できればと思っているところである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、続いて13番、中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の改正について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、資料をごらんいただきたいと思う。中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の改正についてである。1番目の経緯のところをごらんいただければと思うが、近年、中小企業の事業資金の貸し付けの関係については、業種や事業展開の多様化により資金の用途が拡大しているところから、国や東京都において中小企業等への支援拡大が図られているところである。私ども多摩市においても、このような国や東京都の支援拡大や社会経済情勢に対応するため平成29年4月に借換資金制度を導入し、ことしの4月には小規模企業者支援資金の融資限度額の上限を1250万円から2000万円に引き上げるなどの制度の見直しを行ってきたところ

である。これまで以上に中小企業向けの支援の充実を図ることを目的として、借換資金制度の見直しを行うとともに、東京都の制度との連携を行うため、来年の3月議会で条例改正を行いたいと考えており、事前の情報提供ということで本日提供させていただくところである。改正内容については経済観光課長からご説明をさせていただく。

宮崎経済観光課長 それでは、条例の改正内容についてご説明をさせていただく。2点ある。借りかえ条件の変更ということで、借りかえについては、既に貸し付けを受けている貸付金を償還するための貸し付けと、新たに借りた貸し付けを併合して貸し付けを受ける制度であるが、現在は複数の貸付金を受けている場合は、直近の貸付金に限定して借りかえの一本化の融資を行っている。制度導入から1年半で見えてきた利用状況や傾向から、複数の貸付金を受けている場合は、同一金融機関で貸し付けを受けた直近の4本までの既存貸し付けについて、新たに申し込みを行う融資と一本化できるように変更するものである。

2点目である。都制度との連携ということで、東京都中小企業制度融資制度では、市区町村の融資制度と連携することで、利用者の利便性向上や支援の拡充を図っている。多摩市の小規模企業者支援資金が都の小口零細企業保証制度の融資条件と要件が一致していることから、来年度より融資制度と連携することで、現在市で半額補助している保証料が東京都の負担となり、事業者への保証料請求前に差し引かれることになり、利用者の保証料補助金の申請手続の負担が軽減されるという形になる。また、小規模企業者支援資金における保証料補助金の市負担額の削減や事務軽減も見込むことができる。令和2年1月から東京都との調整を始め、具体的な制度の連携内容について詰めていくものである。

施行予定日は令和2年4月1日を予定している。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員 東京都の制度と一緒に市側の負担がなくなると受けとめていいのか。

宮崎経済観光課長 現状では市が保証料の2分の1を補助をしているが、その分が東京都の負担になるというところまでは間違いないが、さらに追加でその保証料を補助するかどうかはまた東京都と調整した上で、東京都からどのような

形で、市のほうはもういいと言われるかどうか調整が必要になってくるところがあるので、そこについてはまだ決定にまでは至っていない。

安斉委員 確かに利用されている方の数が決算にも出ていたと思うが、使いやすくなることは間違いないのではないかと思うが、そうした周知はどのようになさるのか。

宮崎経済観光課長 これから東京都と調整を進めるところで、内容が詰まった段階では商工会議所等を通じて周知等はしていきたいと思っている。また、金融機関は主に信用金庫から借りている方が多いので、そういったところからも周知は進めていきたいと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて14番、(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想実現に向けた検討状況の報告について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想実現に向けた検討状況についてご報告をさせていただくものである。本年の3月と6月の総務常任委員会で(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想実現に向けた検討状況についてご報告しているところであるが、その後の検討が進んだ中での変更点を中心に現在の状況についてご報告させていただきたいと思う。詳細については観光担当課長からご説明させていただく。

渡邊観光担当課長 (仮称)クリエイティブ・キャンパス構想実現に向けた検討状況の報告についてである。主に変更点を中心にご説明をさせていただく。

まず1番目であるが、6月に総務常任委員会で報告させていただいた以降の変更点についてである。まず1点目が準備会の設立時期である。以前の説明では、令和2年1月以降に設立ということでご説明をさせていただいていたが、令和2年4月、来年度からにさせていただきたいと思っている。また、2つ目が準備会メンバーの構成である。こちらは多摩中央公園内施設の管理運営事業者及び関係施設を中心にメンバー構成を再検討させていただきたいと思っている。3番目であるが、STEP2の期間であり、以前は令和3年度後半から令和5年度までにご説明をさせていただいたと

ころであるが、変更後は令和3年度から令和7年度ということで、5年程度に期間を延長させていただきたいと思っている。

2番目である。こちらはSTEP1ということで、現在から令和3年度を予定している。こちらは多摩中央公園を中心として公園内施設が連携して活性化を図る具体的なイメージの取り組みについて検討し、各施設が円滑に連携して取り組めるような体制をつくっていくことが目標である。組織体制としては、令和2年4月にCMA準備会の設立を予定している。令和2年10月より準備会の運営をコンサルティング業者に業務委託する予定である。

次ページをご覧ください。こちらは準備会のメンバー構成案である。メンバー構成についても変更させていただいており、委員については、多摩中央公園内施設の管理運営事業者を委員とさせていただきたいと思っている。こちらはパルテノン多摩ということで市役所の担当課長、多摩市文化振興財団もしくは共同事業者。あと図書館は図書館本館整備担当課長、グリーンライフセンターは公園緑地課長と、今運営をしている恵泉女学園大学と多摩グリーンボランティア連絡会を予定している。旧富澤家は文化財担当課長、多摩中央公園は管理運営事業者、あと、こちらは多摩市が事務局ということで観光担当課長が入っている。オブザーバーとしては、大学と団体等であり、市内大学では大妻大学にこちらから今後依頼の予定である。団体等については、以前も説明をしているが多摩センター地区連絡協議会と隣接施設ということで多摩アカデミーヒルズを予定している。以前委員のところに入っていた多摩市ということで行政管理課長からこちらに記載の課長については、必要に応じて参加するというので、特に委員ではなく状況に応じてということに変更させていただいたところである。

検討・取り組み内容についてはこちらのとおりであるが、CMA立ち上げに向けて検討を進めていきたいと考えている。

STEP2である。こちらは令和3年度から5年程度、令和7年度までを予定したいと思っている。こちらの期間を延長させていただいたのは、まずはここでしっかり連携した体制をつくっていききたいということで期間を延長している。組織体制としては、令和3年度にCMAを設立して多摩

中央公園の管理運営事業者がCMAの事務局を担っていく予定である。

次のページをおめくりいただければと思う。検討・取り組み内容であるが、こちらは具体的な取り組みや企画を立案して実行していくというところと、あと各オープニングのイベントを実施していきたいと思っている。

STEP 3である。こちらは令和8年度以降を予定している。多摩中央公園内にとどまらず、多摩センター地区全体に連携を広げていきたいと思っている。STEP 3については、今後STEP 1からSTEP 2の検討の中で詳細について具体化していきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて15番、多摩センター駅前 フリーWi-Fiの設置について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 多摩センター駅前 フリーWi-Fiの設置についてである。こちらについては、ことしの9月議会で補正予算を組ませていただいて、その後設置の準備を進めてきたところである。ここで工事等の進捗が進んできたので、詳細についてご説明を申し上げさせていただきたいと思う。詳細については観光担当課長からご説明申し上げる。

渡邊観光担当課長 多摩センター駅前フリーWi-Fiの設置についてである。目的についてであるが、サンリオピューロランドの立地する多摩センター地区には、国内外を問わず多くの観光客が訪れている状況がある。そういった観光客へのおもてなしと市内回遊性の向上を図っていくことが目的である。

名称については、Tama City フリーWi-Fiとさせていただきたいと思っている。

3番目、設置場所であるが、多摩センター駅の南口広場の円で囲ってある部分がフリーWi-Fi利用可能範囲である。

仕様については、1回の利用可能時間が60分であるが、回数は無制限であるので、1回切れてまたすぐ接続ができるということである。同時接続可能台数であるが、約50台である。ほかのWi-Fiとの連携ということでは、「Japan Connected-free Wi-Fi」と

いうサービスを実施しているところについては、接続のアプリを1回インストールすると、初回の登録のみで多摩市Wi-Fiを含む多くのWi-Fiサービスに接続が可能である。

利用方法であるが、メールアドレスまたはSNS認証での登録と、過去にアプリを入れていただいて、そちらからの設定ということで二通りある。

スケジュールである。令和元年11月ということで配管設置工事については既に済んでいる。令和2年、来年1月までにWi-Fiの設置工事を完了させていただいて、1月下旬から供用開始したいということで予定している。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて16番、多摩市農業委員会委員任期満了に伴う選任方法等について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 多摩市農業委員会委員任期満了に伴う選任方法等についてご説明申し上げます。概要のところをごらんいただきたいが、平成28年4月に農業委員会法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、農業委員会の委員の選出方法が変更となったところである。従来は議会からも農業委員を推薦で出していたところであるが、選任方法の変更に伴い、特に今まで公選制ということで選挙で選ばれていた農業委員の部分についてが廃止となり、農業委員はすべて市長の任命によると変更になったものである。農業委員の任命に当たっては、候補者の推薦や公募を行い、その後、議会の同意を得て市長が委員を任命することになる。本市においては、平成29年7月から法改正適用となっており、今回、来年7月からの任期のものが新しい二度目の選任となるので、6月議会で任命の同意の議案を出させていただきたいということでの事前のご説明となるのでよろしく願います。詳細については経済観光課長からご説明申し上げます。

宮崎経済観光課長 それでは、詳細について説明する。まず農業委員会委員の定数である。こちらは条例で定められている。13名で、そのうち利害関係を有しない

もの1名を含むという形になっている。

任期については、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間。

候補者の要件であるが、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者、そして委員には、女性・青年を積極的に登用すること、利害関係を有しない中立委員を1名以上含むというのが法で定められている。

候補者の募集方法であるが、推薦または応募によるというところで、推薦については下記の①から④のいずれかで、農業協同組合からの推薦、農業者3名による推薦、法人格を持っている団体からの推薦、また任意団体による推薦というような形である。募集方法は、たま広報及び公式ホームページで募集する。

次のページをごらん願う。今後の予定であるが、12月10日号のたま広報で告知する。推薦及び募集の期間は令和元年12月23日から令和2年1月22日まで。縦覧の期間があり、令和2年2月3日から令和2年2月14日まで。その後多摩市農業委員会委員候補者評価委員会を設置して、そちらで評価する。2月には応募者の評価及び選定を行って、4月に任命同意について、令和2年第2回市議会定例会へ議案の提出をする。6月議会で任命同意について議会の同意を得て、7月に農業委員の任命を市長がするようなスケジュールになっている。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

安斉委員

今期の農業委員の中には女性の方が4名おられるということで、感じ方としても全然違うなという気がしている。前は議会から例えば折戸議員や私、それから遠藤めい子前議員、その前は橋本議員が入っていたと思うが、農業に関係する、従事されている女性の方たちを含めて入っておられる。それから、農業を直接はなさっておられなくても非常に農政に関心を持っている女性の方も入ったということでは、私は、非常によい効果が今期上がったのではないかと思うが、そのあたりの感想を聞かせてもらいたい。これからも女性や若者を積極的に取り込んでいくようなことで何かお考え

があればお伺いしたいと思う。

宮崎経済観光課長 女性農業委員は現在4名おり、活動としては、活発な活動をされている。4名というのはたまたまというところも一方ではあるが、1名公募の方が女性だったことと、こちらの利害関係を有しない者の大学教授の方が女性だったというところでふえたという結果になっている。今農業委員の女子会という形で、農業委員会の定例会が終わった後、集まっているいろいろお話をされていたり、たま広報でいろいろ情報発信をされている。また、男性農業委員に対しての働きかけも積極的に行われていて、前の期の農業委員会よりも活発な活動に見えるような状況になっている。

ただ、一方では、これは推薦と公募という形になるので、女性を何人ということでのコントロールはなかなかしづらい。あと女性の農業者はもとも比較的少ないので、そういう意味でふやすのはなかなか難しいかなと感じている。

安斉委員 難しいところではあるが、ぜひ努力していただいて、なるべく女性の方を含めて頑張ってもらえるようお願いしたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて17番、プレミアム付商品券事業の状況について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、プレミアム付商品券事業の状況についてご報告申し上げます。9月の本委員会においても報告をさせていただいたところである。プレミアム付商品券事業の対象者の状況、商品券の販売所、取り扱い店舗、スケジュール等について、9月にご報告させていただいた。その後商品券の引きかえ券を発送して、10月1日から商品券の販売及び店舗での利用が開始されたところである。また、非課税の申請期限も、ここで11月30日から1月6日まで延長させていただいた。これらを含めて現在の状況についてご説明をさせていただければと思う。詳細についてはプレミアム付商品券担当課長からご報告をさせていただく。

伊野プレミアム付商品券担当課長 それでは、詳細をご報告させていただく。資料をごら

ん願う。

1番目が対象者及び引きかえ券の送付状況である。非課税者の対象者については、9月に報告させていただいたときには2万948人からおよそ600人ふえて2万1,545人となった。主な要因は課税課の未申告調査により未申告者から非課税者となったものである。申請者数は8,681人。9月に報告させていただいたときは8月末現在と比べると、およそ2倍になったものの、申請率は40%をやっと超えたところである。ただし、この申請率は東京26市の中では高いほうとなっている。引きかえ券の送付状況では、11月末時点では11月26日までの決定者8,610人に送付している。なお、当初の申請期限である11月までに申請者を投函された方171人については、12月6日に引きかえ券を送付している。

3歳未満の子については、9月の報告のときには3,500人前後としたが、3,494人に引きかえ券をもう既に送付している。非課税者と3歳未満を合わせると対象者は2万5,039人、引きかえ券発行数は1万2,104人、発行割合は48.3%となっている。

2番目に、非課税者の申請期限の延長である。11月13日に経済財政諮問会議が開催され、国はプレミアム付商品券の申請率を初めて公表した。記載のとおり10月25日現在の子育て分も合わせた引きかえ券を発行した割合は42%、この時点では多摩市は45.6%である。非課税者のみの申請率は34%、この時点の多摩市は36.7%であり、多摩市は全国平均よりは若干高い状況となっている。また、内閣府はその翌日に、「非課税者に係る商品券の購入引換券の申請期限の延長等について（協力依頼）」通知を発出した。これを受けて、多摩市の申請率も低い状況から、申請期限を11月30日から1月6日まで、こちらは消印有効になるが、およそ1カ月延長した。1月7日以降も申請があれば柔軟に対応する予定である。たま広報では12月5日号でお知らせをしている。また、市役所出張所、コミュニティセンターへのポスター・チラシの掲示を依頼しており、自治会掲示板へのチラシの掲示依頼も行う予定である。東京26市の申請期限の状況は、15市の期限が12月以降となっており、12月20日か

ら1月31日の範囲となっている。

3番目の商品券の販売状況である。10月1日に商品券の販売を始めて2カ月間で3万6,263冊、(内土日祝日3,911冊)を販売している。1日の販売が最も多かったのは10月3日の3,300冊だった。商品券の販売所が16カ所、また販売期間が長いことによって商品券の販売が分散したことで特に混乱はなかった。私も10月5日の土曜日と6日の日曜日に京王ストア桜ヶ丘店及び多摩郵便局に行ったが、パラパラと市民の方が購入に来ているような状況だった。販売冊数の多い販売所は3カ所であり、販売冊数は資料のとおりである。また購入率を出してみた。1人当たり最高5冊購入できることから、販売冊数を引きかえ券発行数の5倍で割ったものである。およそ60%であるので、引きかえ券を持っている方は平均3冊購入されていることになる。

最後に、商品券の換金状況である。11月15日申請までの3回の換金状況となる。換金枚数及び金額は資料のとおりである。換金は3月まで合わせて11回予定している。商品券が使われた店舗がまだ申請していないような状況も見受けられるところがある。業種別ではスーパーの割合が大きく、次がドラッグストア、調剤薬局という順番に変わっているような状況である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員 店舗の換金方法であるが、全11回で行われるということであるが、どういう手順で行われているのか。店舗側にそうした事務的な負担がどれだけあるのかを確認したい。

伊野プレミアム付商品券担当課長 こちらについては、11回あるので、各店舗に11回分の送付ができるように返信用封筒を送っている。その封筒に商品券、これは店舗のほうで今度商品券を預かったら、半券の部分は店舗用にとっておいて、残りの大きいほうの部分その封筒に入れて出していただくという形になり、月2回申請ができる。だから、3回というのは第1回と第2回が10月中旬と下旬でそれぞれ期限を設けて、3月前半を最終期限としている。それで11回という形になるが、それを委託先のほうに郵送で送っていただければ、あとは当初指定した期限に店舗の指定した口座に振り込

むような手続になっている。

藤條委員 返信用封筒をつけていただいているということであるが、そこに出す際の切手代、あとは金を振り込んでもらうときの振込手数料についてはどう  
いう負担になっているのか。

伊野プレミアム付商品券担当課長 切手については張る必要がないような形をとっており、  
また振込手数料についても店舗のほうには手数料がかからないようになっている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。  
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 2時21分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 2時22分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

総務常任委員長            松田 だいすけ